

平成29年3月2日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	11番	辻登代子	議員
12番	工藤吉雄	議員	13番	柏倉信一	議員
14番	木村寿太郎	議員	15番	内藤明	議員
16番	杉沼孝司	議員			

○欠席議員（1名）

10番 沖津一博 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
菅野英行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	さがえ未来創成 課長	宮川徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
猪倉秀行	農林課長補佐	辻洋一	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	阿部藤彦	健康福祉課長
安達徹	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
小畑広明	会計管理者 (兼)会計課長	軽部賢悦	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	山田健二	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 事務局局長	佐藤利美	農業委員会 事務局長補佐

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第2号 第1回定例会
 平成29年3月2日(木) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○**國井輝明議長** おはようございます。
 ただいまから本会議を再開します。
 本日の欠席通告議員は、10番沖津一博議員であります。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○**國井輝明議長** 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望します。

一般質問通告書

平成29年3月2日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	放課後児童クラブについて	(1) 各クラブの児童数と待機児童について (2) 学童保育ニーズ充足の計画策定について (3) 施設の基準について (4) 料金について (5) 職員の配置と労働条件について (6) 学童保育の多子世帯への補助について	7番 太田芳彦	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
2	市営住宅の建て替えについて	(7) 小規模学童保育への委託料について (1) 建て替えと維持管理の経緯について (2) 評価委員について (3) 概算事業費の算出根拠について (4) 家賃の算出根拠について (5) 現在入居者との話し合いについて (6) 家賃の補助について		市長
3	高松駅周辺の住宅団地造成について	(1) 都市計画マスタープランの住宅地について (2) 西部地区の生徒数の現状について (3) 高松駅を核とした賑わいあるまちづくりについて	3番 佐藤耕治	市長 教育長
4	農業政策について	(1) 農政の競争力強化プログラムについて (2) 寒河江市の取り組みについて (3) 紅秀峰の海外輸出の現状について (4) 今後の海外輸出の取り組みについて		市長
5	ICTの取り組みについて	(1) タブレット導入について (2) ICTの取り組みと、専門部署の設置について	13番 柏倉信一	市長
6	市立病院新改革プランについて	(1) 現況と課題について (2) 新ガイドラインを初めとする、国・県の施策との連携について (3) 二次保健医療圏の今後の見通しについて (4) 今後の取り組みと課題について		市長 病院事業管理者
7	次代を担う新規就農者・農業後継者への育成支援と農業農村整備のさらなる推進について	(1) 農業用水路「二ノ堰」左岸（東側）地域の袋小路農道早期解消と用悪水路の再整備について (2) 農業用施設と果樹等の豪雪被害を踏まえた独自の緊急対策について	4番 渡邊賢一	市長
8	高齢化社会を支える若者の正規雇用	(1) 企業誘致の現状と若者の正規雇用促進について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
9	促進支援と市民総活躍社会実現のための実効ある「はたらき方改革」について スポーツで流す汗が輝き、歴史と芸術・文化の薫る魅力あるまちづくりについて	(2) 「同一労働・同一賃金」に逆行する指定管理者制度等の委託問題について (3) 育児・介護休業法改正の周知徹底と「過労死」撲滅対策の推進について (1) 市陸上競技場と市野球場の早期整備について (2) 中心市街地にぎわい創出に向けた空き家・空き店舗利用の「まちなか市民美術館（仮称）」整備について (3) さくらんぼの歴史を育む「明治維新150周年記念事業（仮称）」について		市長 教育長
10	地域おこし協力隊について	(1) 活動内容について (2) 支援策について (3) クラウドファンディングの支援策について (4) 今後の事業の継続性について (5) 今後の課題の取り組みについて	2番 古沢清志	市長
11	教育行政について	(1) 英語教育の時間割の編成について (2) 「英語村」のようなサポート体制について (3) アクティブ・ラーニング導入による教育現場への効果について		教育長

太田芳彦議員の質問

○国井輝明議長 通告番号1番、2番について、
7番太田芳彦議員。

○太田芳彦議員 おはようございます。

暦も3月に入りまして、寒さは残りますが、めっきり春らしさを感じられるきょうこのごろであります。

2月3日から5日に本市で開催されましたやまがた雪フェスタには、19万1,000人の入場者

で、昨年を大きく上回る人数であったとの報道をお聞きしまして、すばらしい結果に関係各位には大変御苦労さまと申しあげたいと思います。

それから、雪の話題になりましたので御報告いたしますが、2月8日・9日と第68回さっぽろ雪まつりを視察研修させていただきました。札幌市は、現在人口が194万人の大都市であります。第1回の開催が1950年で、2月18日1日の開催だったそうです。この年は、第1回の紅白歌合戦が始まった年で、開催のきっかけは、市内の高校生が大通公園の除雪した雪の山を見

て、この雪を使って何かできないのかなという発想から6基の雪像を製作し、雪合戦やスクエアダンスを行ったのが初めて、1日の開催で5万人の観客であったということで、当時の札幌市の人口が31万人だったとの説明でありました。それが、平成27年は264万人の観光客だったそうです。先人たちは、こんな大きなお祭りになるろうとは考えもつかなかったのではとのお話でした。

札幌の市役所内で1時間30分ほどさっぽろ雪まつりの概要をお聞きして、その後現場に行き、じっくり観察させていただきましたが、会場は観光客の歩行も一方通行になっており、ウィークデーにもかかわらず多くの観光客でにぎわっていました。

交通に関しましては、札幌駅の近くでもありますので、各種交通機関が利用できるため、市民の足に関してははすごく恵まれているなという感じでありました。車利用に関しては、一般車両の乗り入れは全てだめで、観光バスに関しては臨時駐車場があって、大きなトラブルもなく、また会場が3会場であるので、シャトルバスが有料で運行されておりました。

数字だけ見ますと、本市とは比べようもないんですが、人口割で考えますと、札幌市が人口194万人で入り込み数が264万人、本市が4万2,000人で19万1,000人の入り込み数でありますので、見方を変えて人口1人当たりには換算すると、本市のほうが密度が濃かったように思います。また、平成26年度のさっぽろ雪まつりの経済効果が419億円あり、工業などのない観光産業のウエートが大きい札幌市にとって、閑散期に対応するイベントとして定着できたことが大きかったとのお話でした。札幌市の担当者には、大変お忙しい中、対応していただきました。本当にありがとうございますと申しあげたいと思います。

本市も2度目の開催でありますので、これか

ら雪フェスタがさっぽろ雪まつりのような大きなイベントになるように、1市4町が力を合わせて頑張っていきたいとの思いを強くしたところでもあります。

それでは、通告番号1番、本市の放課後児童クラブについて何点か質問させていただきます。

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいます。子供や子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなどが問題となっており、そうした状況を前に子供が欲しいという希望をかなえられない人も多いのが現状です。もとより、幼児教育や保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて総合的に提供することが重要とされています。

平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が2015年4月からスタートしました。新制度の主なポイントは、保育の量的拡大確保、認定こども園の普及、地域子ども・子育て支援の強化となっています。今回は、地域の子ども・子育て支援の充実について質問、提言をさせていただきます。

近年、学童保育は毎日の生活の場になっており、小学校で過ごす時間より460時間ほど長くなっているとの調査報告もあります。学童保育において、子供たちの安全を守り、安心感のある生活を保障する学童保育の役割と指導員の責任はとても重いものです。学童保育は、子供たちが毎日の生活を営む施設にふさわしいものとして整備されなければならないと思いますが、

本市には12の学童クラブが存在し、勉強や遊びに頑張っているようですが、初めに、児童福祉法の改定により対象児童が6年生までの小学生に引き上げられましたので、利用される小学生も大変多くなっていると思われませんが、学童保育は、共働きやひとり親家庭等などの小学生が放課後の時間を、学校のない土曜日や長期休暇は朝から1日を過ごす施設であり、家庭と同じように過ごせる生活の場となっています。子供たちが「ただいま」と帰ってくると「おかえり」と迎えてくれます。小学校低学年の児童が学校で過ごす時間は、年間198日1,218時間、一方、学童保育で過ごす時間は、小学校で過ごす時間より415時間も多い1,633時間程度の時間を過ごしています。各クラブの児童数はどうなっているのかと、本市で待機児童は発生しているのかをまず教えてください。

- 國井輝明議長** 太田議員、一問一答でお願いいたします。
- 太田芳彦議員** では、最初に児童数をお尋ねします。
- 國井輝明議長** 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長** おはようございます。

太田議員から放課後児童クラブについて何点か御質問をいただくということですので、順次お答えをしたいと思います。

市内12クラブのそれぞれの児童数ということですが、平成28年度の状況であります。寒河江小学校区のきらきらクラブについては75名、寒河江中部小学校区の第一、第二、第三わんぱくクラブ合計で128名、南部小学校のなかよしクラブが62名、西根小のねっこクラブ、ねっこクラブ第2合わせて71名、柴橋小区のやまびこクラブが58名、高松小区のせせらぎクラブが41名、白岩小区のさくらっこクラブが42名、醍醐小区のだいごっこクラブが14名、三泉小学校区の泉っこクラブが15名と、合わせて市内合計で506名になっています。今小学校の児童と

いうのは2,100名ぐらいですからね、大体4人に1人は学童クラブに入っているという状況になりますかね。

- 國井輝明議長** 太田議員。
- 太田芳彦議員** ありがとうございます。平成24年、26年の4月の人数から見ますと、随分やっぱりふえているんですね。やっぱり今のニーズを反映してですかね、すごくやっぱりふえているなという感じがしました。
それでは、関連で、本市での待機児童が発生しているのかを教えてください。
- 國井輝明議長** 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長** 待機児童は発生しておりません。今後もないようにしてまいりたいというふうに考えております。
- 國井輝明議長** 太田議員。
- 太田芳彦議員** ありがとうございます。待機児童は発生していないということで、本市は子供たちには満足のいくものになっていると考えられます。

次に、市区町村が放課後児童クラブの整備計画を策定することが義務づけられたわけですが、5年後の学童保育ニーズを充足するための計画というものを策定していると思われませんが、いかがでしょうか。

- 國井輝明議長** 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長** 放課後児童クラブの整備計画というのは、このさがえっこ・すくすくプランの中にも記載があるわけでありまして。これ平成26年度に策定をいたしました子ども・子育て支援事業計画の中で、平成27年度から平成31年度までの計画を策定しているというところでありまして。その中では、ここに54・55ページにありますけれども、クラブ未設置地区への設置、それから児童数に応じた環境整備、それから安定した運営の確保に努めるということにしているところでございます。
- 國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。今市長読み上げられましたさがえっこ・すくすくプランですか、これを見ますと、平成27年から31年度までの5カ年となっております、需要量の見込み数と提供量が同数で見込んでおりますけれども、過不足はゼロとなっておりますが、現状の実績と今後について伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申しあげましたが、待機児童というのは存在させないという考えからですから、需要量が提供量と、こういうふうになるわけですが、27年度の実績は433名ということでありました。それから、28年度は先ほど申しあげましたとおり506名ということですが、29年度は577名になる予定でございます。

今後につきましても、ニーズ調査をしながら新たな計画、31年度には、今度32年度から36年度までの5年間の計画を策定するというふうに今考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** やっぱりこの計画書からまいりますと、随分ふえているなという感じがします。今市長からもありましたように、ひとつその時々的人数に合わせまして対応のほうを進めていただきたいと思います。

次に、施設の整備の基準が見直されまして、児童の集団の規模はおおむね40人までとすること、児童1人当たり1.65平米以上の面積を確保すること、開所日数は250日以上、開所時間は平日が1日3時間以上、休日が1日8時間以上となりました。そこで、現在の放課後児童クラブ施設で、この基準を満たしていない施設を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 基準については、1人当たりの面積基準という分野について満たしていないのが3施設あります。柴橋小学校区のやまびこ、それから高松小学校区のせせらぎ、白岩

小学校区のさくらっこ、この3つのクラブが開設当初より利用児童が増加したことによって、専用区域としては1人当たりの面積基準を満たしていないということになっております。

ただ、高松のせせらぎ、それから白岩のさくらっこクラブについては、御案内のとおり学校の体育館のミーティングルームを使用しておりますので、学校内の施設、特に体育館とかグラウンドなんかも利用している、利用することができるといことがあります。それから、柴橋小学校区のやまびこクラブについては、今後公民館の再整備などとあわせて、新たな施設を整備する計画になっているところでありますので、そういった基準などについてはある程度克服できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。やはり、施設が基準を満たしていないからすぐ施設をふやせなんていうことも、今の現状では大変難しいと思いますので、やはり体育館とか運動場とか、そして学校自体も小学生はちょっと減っているような気がしますので、やっぱりそういう空き教室を使うとか、そういう工夫をしていただきまして、できるだけこういう基準は補っていただきたいと、このように思います。

次に、料金についてお尋ねしたいと思います。

本市の場合、どこの学童クラブも同じ料金で見てもらえるのかと、私の隣にはわんぱくクラブがあるわけですが、帰宅時間を見ますと大分遅い時間に帰られるお子様も多いようですが、そういったお子様も同じ料金で見ただけなのでしょうか、お尋ねします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この利用料金については、クラブごとに、先ほど御質問にもありましたけれども、開所の時間あるいは終了時間が異なっているといことがあります。そういう意味で、月

額についても9,000円から1万円ということの範囲内になっております。必ずしも統一料金ではないと、こういうことであります。

それから、わんぱくについては平日は19時までになっているんですかね、きらきら・なかよしクラブは午後6時半、その他のクラブについては19時となっておりますが、この19時までになっていることについての延長の料金というのはありません。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 延長料金については徴収していないということですね。確かに親御さんにとりましては、遅くまで見てもらえるのは非常に助かるんでしょうけれども、支援員・補助員の先生方にとりましては、家庭に帰れば主婦の方もおられるだろうし、子供さんを抱える方もおられると思いますので、延長時間についてはよくよく今後検討していただきたいなと思っております。

続きまして、放課後児童クラブの運営支援の拡充について伺いたいと思います。

国の放課後児童クラブの基準として、社会保障審議会児童部会のもとに設置された放課後児童クラブの基準に関する専門委員会で検討され、従うべき基準として支援員・補助員は原則として2人以上配置し、うち1人以上は研修を受けた有資格者であることが提示されましたが、本市ではこの基準が守られているのかお尋ねいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 指導に当たる放課後児童支援員の数については、御質問のとおり支援の単位ごとに2人以上配置するということになっております。ただ、2人のうち1人は補助員、要するに支援員を補助する者をもってこれにかえることができるというふうになっております。寒河江市の場合は、支援の単位ごとに資格を有する常勤の支援員2人または支援員と臨時パートなど

の補助員を配置をしております、常時2人以上で指導に当たるような勤務体制をとっているところでありまして、基準は満たしている状況になっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 基準は満たしているということでございますので、今後もそのルールといたしますか基準だけは守っていただきたいなと思えます。

関連で、私先ほど、うち1人以上は研修を受けた有資格者ということでも申しあげたんですけども、有資格者とありますけれども、どういった資格なんでしょうか、教えてください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この資格というのは、寒河江市の放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例というのがあります、その第10条にこう規定しているわけでありまして、けれども、保育士、それから社会福祉士、それから幼稚園、小学校、中学校、高校などの教諭になる資格を有する者、2年以上放課後児童健全育成事業等に従事した者などで、県知事が行う研修を修了した者という、この今申しあげたいずれかに該当する者と、こういうふうになっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

次に、支援員等の勤務労働条件の改善についてお聞きします。

現在、補助員の身分はほとんどが非常勤、臨時、嘱託、パートとなっております、安心して働き続けられる条件が劣悪なことから、勤続年数も1年から3年の補助員が多くなっています。今市内の放課後児童クラブの補助員の賃金は、自給700円から800円と聞いております。経験年数の長い補助員が少ないことは、保育内容の蓄積、向上に大きな障害となってきます。そこで、指導員の賃金引き上げを行うためには、放課後児

童クラブの補助単価の引き上げが必要と考えますが、市としての考え方を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この支援員などの処遇改善については、平成26年から実施をしているわけであり、平成26年には基準額を158万1,000円、28年度からもさらに基準額を293万2,000円ということでアップをして、質の向上の一環ということで、終了時間が午後6時30分を超えて事業を行う、そういう全部のクラブに対して、職員の賃金改善に必要な経費を委託料に上乗せをさせていただいているところであり、そして、国の29年度の予算、今国会中でありませけれども、その中でも支援員等の勤務年数などに合わせて支援員としてのレベル確保、向上に向けての処遇改善も実施していくという予算も織り込まれているようでありませますから、こういう資料が来ておりますけれども、そういうふうなことを予算が通れば、まだ我々の予算にも入っていませんから、それは補正をして、さらにそういう対応をしていければというふうに思っているところがございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。やはり、現場の声をお聞きしますと、労働の割には賃金が低いのと、保育時間が午後7時までというのがネックになっておるようでありませ、現状で補助員としての仕事が長く続かないと。ハローワークで募集しても、なかなか来てもらえないとのお話でしたので、ぜひこの辺は御検討をお願いしたいと思います。

関連で、雇用保険、労災保険について教えてください。

雇用保険は週20時間以上の勤務者、労災保険は賃金をいただいている方全員が加入しなければならぬ強制保険ですが、本市の加入状況はいかがですか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 各学童クラブでは、1週間の所定労働時間が20時間以上で雇用期間が31日以上の職員については雇用保険に入っている、また雇用している全職員が労災保険に加入しているというふうになっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 保険のほうはしっかり入られているということですので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、現在本市では保育所など3人目が無料となっておりますけれども、学童保育は多子世帯への補助がないために、金銭的に厳しいと上の子をやめさせざるを得なくなってしまうので、多子世帯への補助をお願ひできないかとの現場の声があるんですが、市長のお考えをお聞かせください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今年度28年度までについては、一部のクラブが独自で利用料軽減というのを実施しておったわけでありませけれども、29年度から新たに兄弟姉妹で同時利用している多子世帯については、2人目については利用料を半減、半額にして、3人目以降は全額助成をしていくということで対応していきたいというふうに考えているところがございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 2人目が半分助成、3人目が全額補助したいということでございませますので、その辺は大変ありがたいですね。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、最後の質問になるわけですが、小規模学童保育への委託料について伺わせてください。

三泉の泉っこクラブと、醍醐のだいごっ子クラブが、本市の小規模学童保育に当たると思いますが、補助員が少ないので休みをとりたくてもとれないでいると、小規模学童保育への委託料を増額してほしいとの要望があるんですが、

市長の見解をお聞かせください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新しくできたところ、だいがっ子、それから泉っこ、大変14人、15人というまだ少ないところであります。そういう意味で、少ないと利用料金も、収入も少ないということになりますから、運営費全体が大変厳しい状況にあるということは十分承知をしているところでございます。そういうことのために、開所したその2つのクラブについては初年度加算というものを設けさせていただいて、上乘せをして安定した運営ができるように配慮をしているわけですが、今後も児童の入所、利用児童の状況などを見ながら、万が一運営に支障を来すことがないように配慮していく必要があるというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** そうですね、やはり補助員が少ないと、用事があって家庭で何かあって休むのも休めないということで、この辺は非常に大変だろうなと思ってお聞きしたところであります。どうか、やはり子供を預かっている仕事が3Kのような仕事だなんてうわさが立っても、これは大変でございますので、ひとつその辺はお酌みおきをいただきまして対応していただきたいと思えます。

今回、現場を回って多くの要望をお聞きしたわけですが、支援員の先生方からは、市長への感謝の言葉もありました。光熱費が無料になっているのは本市と天童市ぐらいで、本当に助かっているというお話でした。また、2月3・4・5日と行われました雪フェスタのオープニングに学童も参加させていただいたことを大変喜んでおりました。来年度の予算内示で、やまびこクラブの施設整備とねっこクラブ第3新設との予算配分で、子供たちのことについては常に心配りをさせていただき、ありがたいと思っていますが、ソフト面でもぜひ整備していた

だくようお願い申しあげまして、通告番号1番についての質問を終わります。

続きまして、通告番号2番、寒河江市営住宅の建てかえについて質問をさせていただきます。

1月20日の議員懇談会の席上、市営住宅の整備計画案が当局より報告がありました。冒頭、計画策定の目的が示され、平成18年6月に住生活基本法が制定され、その後平成19年7月には住宅セーフティネット法が施行され、公営住宅は低所得者以外に高齢者、障がい者、子育て世帯などが安心して暮らせる住まいとして中核的な役割を果たすことを位置づけたことに伴い、本市においても少子高齢化と人口減少、定住促進などへの対応が迫られており、また厳しい財政状況等のもとでの市営住宅など、公共施設等ストックの維持管理などが課題となっている。

そのため、平成22年3月に安全で快適な住まいを長期間確保する修繕・改善・建てかえや予防保全的な観点からの修繕・改善計画を定めた寒河江市公営住宅等長寿命化計画を策定し、公営住宅等の維持管理に当たるとともに、平成28年には老朽化が進む市営住宅など公共施設等を計画的に更新、効率化、長寿命化等を行うための寒河江市公共施設等総合管理計画と、地方創生への取り組みなど厳しい環境変化に対応する今後10年のまちづくりを定めた第6次寒河江市振興計画を策定、スタートしました。本市における公営住宅管理に係る課題を明らかにし、団地敷地の有効活用と良質な住宅ストックの形成に向けて、地域の住宅需要に対応した総合的な活用の方針を設定するとともに、その居住環境を整備、促進を図ることを目的とするといった内容の整備計画案が報告されました。

そこで、現在本市には西寒河江住宅、高屋住宅、西浦住宅、ひがし団地、高田団地の5カ所の公営住宅が存在するわけですが、今回の整備計画では西寒河江、高屋、西浦の3カ所が建てかえで、ひがし、高田の2カ所が維持管理とい

う説明でありましたが、この計画は平成22年に策定されたと聞いておりますが、こういった観点から建てかえと維持管理になったのかお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 建てかえと維持管理の区別については、平成22年につくられたということでありまして、平成22年に寒河江市公営住宅等長寿命化計画というものを立てました。先ほどの住宅整備計画案の計画策定の目的にも記載しているのですが、この長寿命化計画については、平成22年から31年までの10年間を計画期間として、昭和30年代後半から建築されてきた寒河江市の5つの団地198戸の市営住宅に対して、老朽化が激しい市営住宅の建てかえでありますとか、長期活用を図るための中長期的な維持管理計画というものを定めたものでございます。

5つの団地のうち、西寒河江、高屋、西浦住宅の3団地については、昭和38年から47年まで築造されたものでありまして、耐用年数30年を経過しています。老朽化が激しくなっているという状況であります。その3団地のうち西寒河江、高屋住宅については耐震診断によると倒壊の可能性が高いと診断をされております。また、西浦団地についても、耐震性を得るためには基礎部分や外壁の大規模な改修が必要だというふうになっておりまして、そういう意味から入居者への安全・安心確保のためには建てかえが最善なのではないかというふうな判断をして、計画としたものでございます。

また、そのほかの2つ、昭和53年から55年に築造されたひがし団地、平成3年から平成5年に築造された高田団地については、耐震性のある鉄筋コンクリートづくりとなっておりますので、耐用年数70年のまだその範囲でありますから、定期的な点検を行って改修・修繕を実施をして長寿命化を図り、維持管理をしていくとい

うことにする計画にしたものでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 私のそばに西寒河江住宅があって、時々見かけるのでありますけれども、非常に傷んでおりまして、これは気の毒だなと思っていたときに建てかえということを知りまして、本当にありがたいことだと思っております。

次に、建てかえ実施の方針の中で西寒河江住宅、高屋住宅、西浦住宅を1カ所に総合建てかえとして計画するとの説明でありました。議員懇談会でお聞きしたのですが、総合建てかえとなった経緯をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど申しあげましたとおり、西寒河江、高屋、西浦団地、3団地については建てかえる計画と、こういうふうになっているわけですが、これは平成22年につくった長寿命化計画でそういうふうにしております。また、先ほどの資料に計画策定の目的の中にも記載してありますけれども、平成28年度、公共施設等総合管理計画というものも策定をさせていただいておりまして、そういう中で市営住宅を含む公共施設の更新、効率化、長寿命化を図っていくんだと、その中には当然統廃合も検討していくんだという全体的な管理計画を策定しています。

御案内のとおり、これから人口減少、高齢化というものが進んでいくわけでありまして、財政状況も必ずしも見通しが明るいわけではありませんので、そういった意味で市営住宅について今後整備をしていく手法として、こういった手法がよりいいのかということをいろいろ検討してきているわけでありまして。そういった意味で、整備目標とする住宅戸数30戸を整備していくために、効果的な方法をいろいろ検討してきたところでございます。

そういう中で、例えば現地ですべて3団地建てかえをするということを仮に考えてみます

と、1つには経費も、一緒にするよりは当然かかっていくということも考えられますし、現地で建てかえをすると、今入居している人は当然仮移転をしなければならないということになりますので、入居者にも大変な労力と負担が生じるということでもあります。そういう意味で、この計画の中にも記載してありますけれども、現実的には現在地で建てかえをすることは不可能だと、こういうふうに記載していますね。そうすると、新しい場所でそれぞれ3施設をつくっていくということになると、非常に効率がよろしくないというふうにもなります。もちろん、そういう意味で新しい場所につくっていけば、現在住んでいる人も新しい団地ができた段階で移転するということが可能になりますから、そういう意味で新しい団地に新しい土地を求めて、それに統合建てかえをするというのがよりベターな選択ではないのか、方策ではないのかということで計画をしたところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 私から考えさせていただきますと、1カ所に統合するよりは、今のあるところに建てかえたほうが、使う人も利便性としていいのかなと思ったんですけれども、やっぱりそういう議論もなされて統合になったということでございますので、そのように立派なものを建てていただきたいと思います。

次に、建設適地設定の考え方で、評価項目として利便性、安全性、快適性、まちづくりの整合性、敷地特性の5つの視点をもとに設定したとの説明で、候補地の評価もまとまったようでありまして、塩水地区が建設適地となったようでありまして、当然評価するには評価委員がおられてのことと思いますが、評価のやり方についてどのようにされたのかお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、太田議員から御質問の中で

ありましたけれども、当然候補地については、高齢者の方が入る、あるいは子育て世代が入るということで、住みよい住環境を提供していくことを主眼にして、用地の確保についてもある程度容易であること、あるいは日常生活の利便性なども勘案した上で、最初は西根地区、塩水地区、島地区の3カ所に絞って検討させていただいたところであります。

そういった中で、先ほどありましたが、利便性、それから安全性、それから快適性、まちづくりとの整合性、それから敷地特性という5つの視点で評価をさせていただきました。評価するには、外部の方をお願いをしたということではありますが、寒河江市住宅建築推進協議会の会長さんとか市営住宅入所者選考委員の方、あるいは公募による委員など6名から寒河江市市営住宅整備計画検討委員会というものを組織をしていただいて、専門的な知見やあるいは市民目線による評価をいただいて、その中で一番評価の高かった塩水地区が建設適地とされたところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** わかりました。

次に、建屋の条件としては、1つが高齢者や小規模世帯を対象とした住宅、次に1LDKから2LDK程度の間取り、これが65平米程度、次に団地全体戸数が30戸、もう一つが駐車場が1戸当たり1台、及び来客用の駐車場の確保となっているようでありまして、概算事業費が約3億9,000万円との説明でありましたけれども、この金額根拠というものがどのように積算されたのかもお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどちょっとお示しをした市営住宅整備計画の中では、今後の入居需要や入居の世帯の構成などから、ファミリーの世帯については比較的間取りの広いひがし団地、高田団地での対応を考えております。そして、高齢

者の方あるいは小規模世帯について、今回新たに整備する住宅団地で対応していくということに考えているわけであります。特に、高齢者に配慮した室内での車椅子利用が可能な寸法確保というものを基本として、1戸の床面積合計については、これは国の計画にあるわけですが、住生活基本計画という計画で示している都市居住型誘導居住面積水準の40平米以上ということで、1LDKから2LDK程度の間取りと設定をしています。

なお、市営住宅の将来必要数については、現在入居世帯に対応する戸数、それから緊急時などに対応する戸数、それから要配慮世帯に対応する戸数などから、全体で182戸としたところでございます。この将来必要数182戸から、今後長寿命化を図り維持管理をしていくことにしている、先ほど申しあげましたひがし団地、高田団地合わせて152戸を差し引いた30戸分について、新たな市営住宅として整備計画をしていくということにしているところであります。駐車場についても御質問がありましたが、1戸につき1台の駐車場と、そのほか来客用駐車場を整備していくということにしております。

また、このたびの市営住宅整備計画では、団地整備を行うモデルケースとして高齢者などの入居者を想定しておりますので、木造または軽量鉄骨づくりによる2階建てであります。1棟10戸を3棟確保する配置計画というふうになっております。

御質問の概算事業費についてであります、これは国で定めております公営住宅法などによる基準建設費を勘案するとともに、日本住宅性能標準基準を参照にして整備予定の1戸当たりの床面積を乗じて、建設に係る概算費用として算出したものでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** わかりました。

次に、建てかえで新しい市営住宅になり、市

民などに対する住環境整備が図られることについては大歓迎であります、肝心なのは月額の家賃であります。建てかえ整備された住宅の家賃が、寒河江市市営住宅整備計画案で最低が2万4,000円から最高が6万3,700円の見込みとの説明でしたが、建てかえ整備された住宅の家賃とは何を根拠に算出されたのか伺わせてください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これは市単独で決めているわけではもちろんありませんので、市営住宅などの公営住宅の家賃については、公営住宅法施行令第2条、これ家賃の算定方法という項目なんです、それに基づいて算定をしているということでもあります。具体的に申しあげますと、大変細かくて専門的ないろんな計数を使っているところであります。それぞれの計数、それぞれの項目について、寒河江市の状況を置きかえて、そして数値を当てはめて算出した結果が、最低家賃が2万4,000円、最高家賃が6万3,700円というふうになっているところでございますので御理解をいただきたいなと思います。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 時間が迫ってまいりましたので、ちょっとはしょってやります。

現在建てかえを予定している西寒河江、西浦、高屋の月額の家賃に関しましては、西寒河江が最高は3,200円で、最低が2,900円、西浦が最高8,100円、最低が4,300円、高屋が最高が3,000円で、最低が3,000円と、非常に安価な料金に設定されておりましたので、入居者にとりましては大きなメリットだったなと思うんですが、建てかえ予定の住宅ですと、最低でも2万4,000円ということで、現状と比べると大きい開きが生じるのでありますけれども、現在利用している方々との話し合いなどは行われたのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在の入所者の方との話し合いについては、本格的な話し合いというのは、もちろんこの寒河江市営住宅整備計画を策定した後にはさせていただくということにしております。しかしながら、これまで平成25年度と28年度2回にわたって西寒河江、高屋、西浦地区に入所されている方に対して、この整備計画の参考とするために意向調査などもさせていただいております。退去をお願いした場合、または建てかえ等による移転した場合、現在の家賃よりも上昇することなどについての意向調査をさせていただいているということでございます。

そういう意味で、計画が策定になりましたから、入所者の方に対してこの建てかえの必要性について改めて丁寧に説明をして、御理解をいただき、同意を得た上でこの整備計画を進めていくということにしたいというふうに考えております。

○國井輝明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ぜひそのように、やはり話し合いを十分にしないと、不平不満が残ってもあれでございますので、十二分にこの辺は話し合いをしていただきたいと思っております。

次に、建てかえ整備された住宅へ建てかえ対象となる住宅の入居者の方が入所したくても、家賃が大きな負担となり入居できない方もいらっしゃるのではないかと懸念されますけれども、その辺の救済的な処置的なことはお考えになっているのかお尋ねします。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど申しあげましたけれども、御質問にもありましたけれども、新たに入居する住宅家賃、従前よりも大変高くなる可能性があるというわけでございますので、こういう場合は、寒河江市営住宅条例第23条、24条にも定めておりますけれども、家賃の特例として、当該入居者の家賃を減額をするということになっていきます。その減額の方法についても、公営住宅

法施行令第11条によって段階的に傾斜家賃等の措置を行うというふうになっているところでもあります。こういった家賃の軽減措置などについても、これから現入居者の方に対してわかりやすく丁寧な説明を行って事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○國井輝明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。本当に、やはり何と申しましても、入居者にとりましては家賃が幾らになるのか、この辺が一番の焦点だと思いますので、救済措置があるようでございますので、その辺を十二分に活用して対処していただきたいと思っております。

建てかえによりまして、入所者が快適に住めるような、そんな市営住宅を御期待申しあげて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

佐藤耕治議員の質問

○國井輝明議長 通告番号3番、4番について、3番佐藤耕治議員。

○佐藤耕治議員 新政クラブの佐藤耕治でございます。よろしくお願ひいたします。

春が待ち遠しいきょうこのごろですが、ことしの冬は昨年より少雪とは一変して、1月中旬の大雪により寒河江市でも農業被害が発生しました。被害に遭われた皆様にお見舞いを申しあげますとともに、一日でも早い復旧と復興をお祈り申しあげます。また、被害に遭われた方への手厚い支援体制が必要であるのではないかと思っておりますので、よろしくお願ひ申しあげます。

さて、近年、社会情勢や政治、消費者ニーズが大きく変わっていく中、以前の十年一昔は今では三年一昔まで早まっているように感じております。行政側も、スピード感のある行動が要求されておるように感じております。

では、早速一般質問に入らせていただきます。

通告番号3、高松駅周辺の住宅団地造成について質問いたします。

(1) 都市計画マスタープランの住宅地についてお尋ねいたします。

先日の議員懇談会において、都市計画マスタープランの見直し案が掲示になりました。その中において、高松地区民の悲願であった住宅団地について、高松駅周辺地域を住宅地として挙げていただいたことは、まことにうれしい限りです。工業団地就労者の受け皿として、高松地区の定住人口の増加を図るという基本方針のもとに住宅地として土地利用検討図に掲載されたことは、地区民みんなが喜んでいることと思います。ただ、検討図では、市内5カ所の地域が住宅地として掲載となっておりますが、民間開発でということだと思いますが、地区としての優先順位などがあるか伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 佐藤議員から住宅団地造成についての御質問であります。

この都市計画マスタープランについては、平成10年に策定をしているわけでありませけれども、その後の人口減少、少子高齢化並びに社会構造が大きく変化していくという中において見直しをしていく必要があるということで、平成27年12月24日に市の都市計画審議会に諮問をさせていただきました。現在、都市計画審議会において鋭意審議をいただいているわけでありませ。

この見直しに際しましては、新たにアンケート調査を実施したり、また市内8つのブロックで地区ワークショップなどを開催しております。地域の方々あるいは各層の方々との意見交換を行って、市民の皆さんのニーズを酌み取るという対応をして、委員みずからも御出席をいただいているところであります。このたび、この審議会でも議論も大分進み、案としてまとまったということでもありますので、先般、市議会

議員懇談会にその概要をお示したところでございます。

御質問にあったJR羽前高松駅東側への新たな住宅地開発などの誘導については、先ほど御指摘もありましたが、西部地区の維持発展、それから中央工業団地に就労する方への住宅地を提供し、定住人口拡大といったことについて、地域の方からも御意見や要望を多数いただいているところであります。そういう要望に応じていくということからも対応していくということにしているところでございます。

この住宅地の開発というのは、5カ所を記載しているわけでありませけれども、それぞれの優先順位があるのかということについては、基本的には民間の主体による住宅地の開発形成ということに当然想定をしているわけでありませので、そういう熟度が高まった地域からそういう取り組みが進んでいくということになるかというふうに思います。そういった意味で、市のほうで優先順位をつけるなどということはなかなか難しいというふうに推察をしているところでございます。

いずれにしても、今年度中に審議会からの答申が行われるというふうに伺っておりますので、その答申を踏まえて都市計画マスタープランの見直しを行わせていただいで、その内容に基づいて施策を計画的に展開をしてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ただいま、はっきり言えば優先順位はついていないと、熟度が進めば進んでいくであろうということに認識しました。

続きまして、(2)の住宅地についてですけれども、西部地区の生徒数の現状についてお伺いしたいと思います。

市内3校の中学校生徒数の順番では、陵南、陵東、陵西中学校の順になって、大きな違いになっておりますが、西部地区の生徒数の現状に

ついて教育長にお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 西部地区陵西中学校区の小中学校の児童生徒数についてお答えいたします。

高松小学校が122名、醍醐小学校が62名、白岩小学校が97名、幸生小学校が14名、そして陵西中学校が173名ということで、小中合計では468名ということになります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。このような数字から見ても、大変少ない現状ではありますが、この数字を捉えまして、教育長はどのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 平成22年度には、陵西中学校区の児童生徒数が561名でありましたので、この6年間で約90名減少しているということになります。この減少傾向というのは、学校によってばらつきはありますが、市全体としても同様であります。児童生徒の減少傾向というのは、今後も続いていくことが予想されるわけです。

このような現状に対しまして、市の教育委員会といたしましては、少子化への対策というのは学校教育にとって喫緊の課題だというふうに捉えております。そのために、これからの本市の学校のあり方を考えていくために、このような児童生徒数の現状あるいは今後の推移、そして教育を取り巻く環境の変化、そして小中一貫教育とかコミュニティスクールなどの新たな教育の動向などもございますし、本市の公共施設等の総合管理計画、そういったことを勘案いたしまして、これからの子供たちにとってどのような教育環境が望ましいのかということ、保護者や地域住民の皆様のお考えなども十分に踏まえながら、慎重に見きわめていかなければと考えているところであります。

そこで、来年度には学識経験者等も交えながら、本市の今後の学校のあり方についてさらに検討を進める、深めるというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ただいま6年間で90名減少していると、それは寒河江市全体でも同じようなことが言えるかと思えます。しかしながら、現在の陵西中学校の平成29年度の入学者減少により、これまで2クラスから1クラスになってしまいます。大変残念なことで、寂しい、悲しい現実であります。小中学校時代は、大勢の仲間たちと切磋琢磨してこそすばらしい人格が形成され、人としてよりよい成長が期待できるのではないのでしょうか。それには仲間が必要で、そのためには子供の世代が集う新たな住宅地形成が必要です。このことが、この地域活性化に大きくつながっていると考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま佐藤議員からは、子供たちの人格形成に与える影響を踏まえて、児童生徒の増加を目指した子育て世代が集う新たな住宅地形成という御意見をいただきましたが、まことにおっしゃるとおりだというふうに思います。きのうも高校の卒業式などにお邪魔をいたしましたけれども、やっぱり人間形成には一人だけではだめで、友達とか友人などの存在というのは大きく影響してくる、それが重要だというふうにも思います。そういった意味では、ある程度の児童生徒が集まった学習環境が整っていくということが大事だなというふうに思っています。

そういう意味で、人口の集積のために定住人口の増加、誘導というのは大きな施策だというふうに思います。そういった意味で、マスタープランの見直しに際しましても、その他の地域においても大きな議論になったというふうに聞

いておりますし、この高松地区だけでなく、その地区においても同様の課題を抱えているというふうに認識をしています。そういったことから、市といたしましても新たな住宅街、住宅地の形成というのは、第6次振興計画、さらにはさがえ未来創成戦略において定住人口拡大に向けた展開の大きな柱というふうに考えているところでございます。今後、マスタープランが答申される見込みでありますので、それを踏まえてさらに的確に住宅地形成に向けて施策を展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 市長には、大変同調していただいた面もございまして、本当にありがとうございます。本当にすばらしい子供たちをつくるためには、人を育てるのは人でもありますので、本当にこれから前向きに検討していただきたいと思っております。

続きまして、(3)高松駅を核としたにぎわいあるまちづくりについてお伺いしたいと思います。

西部地区の人口減少に歯どめをかけるために、一日でも早い実現をお願いしたいと思います。西部地区は今、国史跡慈恩寺の開発、特に総合案内施設の整備、田代を挙げてのおもてなしレストランたしろ亭のにぎわいや旧田代小学校の合宿所転用による葉山の登山の基地化、葉山慈恩寺修験等の体験観光など、誘客に向けて地域の宝を生かして魅力アップに頑張っております。このような観光誘客にJR左沢線を活用して、高松駅を中心とした周辺地域の活性化が期待できる今が、新たな住宅地形成に向けた検討を進める絶好の機会だと思っております。どのように考えているのかお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま佐藤議員からもありましたけれども、慈恩寺については、いつも申し

あげておりますが、本市の観光拠点の大きな一つでありまして、地域づくり、さらには寒河江市の発展を左右する拠点だというふうにも思っています。そういう意味で、先ほど御質問にもありましたが、今後、総合案内施設の整備を含めた周辺整備ということを推し進めていく、そしてそれと同時に交流人口の拡大、さらにはほかの施設との回遊性なども高めていくための施策を展開していかなければならないというふうに思っています。

そういう意味で、御指摘のJR羽前高松駅というのは、鉄道を利用して慈恩寺地区を訪問する観光客の皆さんの玄関口でありますから、重要な施設でございます。そういったことから、鉄道事業者のほうとも十分協力をして、地域振興に向けた取り組みを進めていかなければならないというふうに思っております。

市政報告でも、施政の方針でも申しあげましたが、左沢線を活用した広域観光などにも取り組んでいくことにしていますから、そういった意味で新たなこの高松駅の意義というんですか、そういうものが今まで以上に高まってくるというふうにも思います。そういう意味で、この高松駅の東側の開発誘導というのは、いろんな意味で有効な手だてになっていくというふうに理解をしているところでございますので、ぜひこのマスタープラン見直しを行って、施策の展開を鋭意進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** お待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前11時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 通告番号4番、農政改革につい

てお尋ねいたします。

ただいま国会が開催され、個々農業関係におきましても、四、五年ぐらい大変さまざまな提案、法律、支援策などが出ておりますが、近年の農業改革について、最近では大変細かい細部のことまで提案なされるようになってまいりました。

そこで、(1) 農政改革の競争力強化プログラムについてお伺いいたします。

農政が大きく農業改革に取り組み、農業の競争力強化プログラムとして、一、生産資材価格形成の仕組みの見直し、一、流通・加工の構造改革、一、土地改良制度の見直し、一、戦略的輸出体制の整備、一、収入保険制度の導入、一、原料原価の表示の導入、一、生乳の改革、一、人材力の強化、ほかにも4つほど打ち出され、これまでにない細部にわたる改革がなされておりますが、このことについて市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 佐藤議員から農業競争力強化プログラムということで御質問がありました。このプログラム、国が昨年11月29日に公表したプログラムでありますけれども、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できないような構造的な問題を解決していくという意味で、このプログラムを公表したところでございます。

内容については、先ほどありましたけれども、生産資材価格の引き下げや収入保険制度など13項目に及んでいるところでございます。国がこうした方針を打ち出した背景には、農業者の自立、そして競争力の高い経営基盤の確立のために支援をしていくという国の強い意思を、決意を示しているというふうに理解をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 先般の総務産業常任委員会と農

事実行組合連合会との意見交換会の中でも、収入保険制度の導入についての質問が出されました。農家の皆さんは、新聞・テレビなどの情報がほとんどであります。内容について農家に周知をすることで、経営指針が図られると思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 収入保険制度、プログラムの取り組みの方策の中で収入保険制度についてある程度周知が図られているというふうに、御質問でありますけれども、収入保険制度については青色申告が必要になる関係から、他の項目に先んじて示されているということですが、その他の項目、部門、部分については、今御指摘、先ほど御質問にもありましたけれども、今国会に關係法案であります農業競争力強化支援法というのが提案されているわけありますので、この法案が可決後、具体的に明らかになってくるのではないかとこのように考えているところでございます。

ただ、農政局のほうでは、こうしたプログラムなどについてセミナーの開催でありますとかホームページ上でも紹介しております。市としても、さまざまな機会などを通して情報収集に努めているところでございます。農家の方々、皆さんにおかれても、こうした機会などを通して積極的に勉強していただき、自己の経営方針に生かしていただければありがたいというふうに考えております。

そういった状況でありますので、今後このプログラムが具体的に動き出すタイミングなどで、情報を収集した上で、農家の皆さんにも的確な情報提供をしてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ぜひ、各生産組合及び全農家を対象とした説明会等を開催し、丁寧に説明、対応していただくようお願いいたします。

す。

続きまして、これを踏まえまして寒河江市の農業の取り組みについてお伺いいたします。

ただいまありましたように、国会が開催され、そして県議会も開催され、さまざまな農業指針が出されてからの行動も大変大切ではありますが、寒河江市の独自の支援、攻めの農業政策が重要ではないかと考えますが、寒河江市農業の取り組みについて市長に御見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の農業政策の取り組みという、非常に幅広い御質問なのかなとも思いますが、とりわけこの13のプログラムに限っての取り組みなどについてお答えをしたいと思えますけれども、13の中で3の人材力強化というのがあるわけでありまして、人材はやっぱり農業にとっても大変大事なポイントでありますから、市としてもいち早く取り組んで、新規就農者の育成推進事業による新規就農者の経営基盤の早期確立に対する支援などに努めているところでありまして、さらにはさくらんぼの労力確保対策事業によって、雇用の労力確保に向けた独自の取り組みなどをさせていただいているところでございます。

それから、4では戦略的輸出体制の整備という項目があるわけですね。近年の農政において、これ1から13まで優先順位ではありませんが、4番目に戦略的な輸出体制ということで、それは御案内のとおり、今年度、海外輸出推進協議会という組織をつくっていただいて、とりわけ紅秀峰の輸出体制の強化というものを独自に取り組みさせていただいているところであります。今後においても、寒河江市独自の攻めの農業・農政というものを、政策を企画して実施したいというふうに考えておりますので、ぜひいろんな御意見、要望などを賜ればというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ただいま市長からは、輸出、人材、収入保険制度等々にかかわることをこれから進めるということでもありますが、本当にぜひ方向性には有識者、生産団体、幹部の方々初め地域別、年代層、品目別など多くの方々の聞き取りや調査をしながら進めていただきたいと思いますと思っているところでございます。

続きまして、(3) 紅秀峰の海外輸出の現状についてお伺いいたします。

平成27年、農林水産輸出は過去最高の7,503億円となり、日本食ブームを背景に米や牛肉などが順調に伸びたと報告されています。品目別では、米、牛肉、イチゴ、ブドウ、茶などが過去最高を更新しています。

寒河江市においても、平成25年度より紅秀峰を台湾へ輸出が開始され、27年にはマレーシアへの輸出を展開されております。さらには、平成28年度には、先ほど市長からお話あった寒河江市海外輸出推進協議会が設立され、オリジナルパッケージによる差別化商品として出荷されていると聞いております。

そこでお伺いいたします。寒河江市の紅秀峰の海外輸出の現状と感想をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の紅秀峰輸出事業については、平成25年にさかのぼりますけれども、開催された2013台北国際食品見本市、フード台北に出展をしたのが最初でございまして、今年度で4年目を経過しているところでございます。台湾だけではなくて、27年度からはマレーシアのほうにも紅秀峰を輸出させていただいているところでございます。今年度の実績としては、台湾については180キロ、マレーシアへは前年度の2倍となります400キロを輸出しているところでございます。

それから、先ほど佐藤議員御指摘ありましたけれども、輸出体制というものを円滑にしていくために、昨年3月に寒河江市海外輸出推進協

議会というものを設立をしていただいて、日本を、そして寒河江を強く印象づけるために、500グラムの化粧箱作製などをして販売力強化策にも取り組んでいるところでございます。具体的に、今は台北市内4店舗、それからマレーシアのクアラルンプール市内20店舗において試食販売によるプロモーションの実施をしているところでございます。

特に、イスラム教徒が多数を占めるマレーシアにおいては、日の出から日の入りまで断食を行うラマダン明けの休日に昨年トップセールスを行ったわけでありますけれども、大変好評であり、手応えを感じているところでございます。まだまだ数量的にはこれから伸びしろが期待できるというふうに考えておりますので、効果的な輸出施策を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 私も輸出の伸び率としては高い傾向にあると思っております。でも、まだまだ少ない状況下にあると思えます。そこでお伺いいたします。

(4) 今後の海外輸出の取り組みについてお伺いいたしたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今も申しあげましたけれども、まだまだ数量的には台湾それからマレーシアもこれからだというふうにも思っています。なかなかそういう意味で、我々も生産を、販売を拡大するための生産体制を確立をしていくということ、それから販路も開拓をしていくなどという努力をしていかなければならないというふうに考えておりますので、そういった意味で関係団体あるいは機関とも連携を図りながら、その充実に努めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 海外輸出については、ことし1

月に新政クラブの行政視察において、山梨県笛吹市の海外輸出について研修してまいりました。

「桃・ぶどう日本一の郷 笛吹」と打ち出して、国内ブランド力もトップ、生産量もトップである笛吹市であります。海外輸出にも力を注いでおりました。輸出品目は、ハウス桃、露地桃、ブドウであり、品種も2種類を出荷しているとのことでありました。中でも、国内人気ナンバーワンの果物、ブドウのシャインマスカットが輸出されているとのことであります。さらに、笛吹市では数年前からシャインマスカットへの品種更新が順調に推移し、0.5ヘクタールから2ヘクタールの栽培者が少なくないと言われておられました。

輸出先は、台湾、香港を初め6カ国、27年にはインドネシアにも輸出しているとお聞きし、販売チャンネルの多さに驚きました。出荷実績では、前年対比119%の16万6,870キロとの報告でした。

また、鮮度保持では、航空便、船便を輸出先により使い分けし、冷蔵庫を活用し、温度設定を0度、3度、5度と試験を重ねながら出荷に努めているとのことでした。日もちが短い、輸送に問題があると認識されている果物、桃、イチゴ、さくらんぼがありますが、現在の国内輸出伸びていることは、栽培技術や鮮度保持技術が進展したからではないでしょうか。

さらに驚かされたことは、出荷経路であります。寒河江市では、輸出をするために農家へ期日、数量が指定された条件の中、専用容器に箱詰めし、出荷を行っており、農家負担が大きいことが挙げられます。笛吹では、ふだん農家が行っているJA出荷のみです。JAから青果市場へ出荷され、輸出入業者が輸出用に適したすぐれた商品を見出し、専用容器に入れ、輸出入業者からバイヤーへ、輸出国、百貨店、専門店へと専門職による取り扱いがなされ、輸出されているところでした。寒河江市でも、農家の箱

詰め作業及び経費負担を少なくすることで出荷量がふえ、さらに輸出入業者の営業力を活用することで産出額アップにつながるのではないのでしょうか。

現在の少ない紅秀峰の栽培面積と少ない栽培農家数では、出荷輸出量の増大と産出額アップには懸念される要素があると考えます。それには、大勢の栽培農家により出荷量増大と出荷期間の延長が必要ではないのでしょうか。国内品種ナンバーワンでもあるさくらんぼの王様、佐藤錦と紅秀峰とのリレー出荷輸出を考えてはどうでしょうか。さらに、つや姫やほかの農産物を組み合わせた輸出を検討してはどうでしょうか。市長の御見解をお伺いいたします。

○国井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 海外展開については、これからどういうふうにしていくか、販路を拡大していくかという、あるいはさらに輸出先をふやしていくか、農産物をふやしていくかなどいろいろ課題があって、それに対応した生産体制を確立するということが大きな課題であろうかというふうに思います。

今、海外輸出については、県の国際経済振興機構、一般社団法人ですけれども、にプロデューサーをお願いをして、台湾は商田実業、それからマレーシアはJMGトレーディングと取引を行っているところでございます。両者からも、信用も年々獲得しているところであります。先般、新聞にもありましたけれども、JMGトレーディングの関係者が寒河江のほうにも来ていただいて、いろいろお話をさせていただきました。そういう話をお聞きをすると、我々のライバルは紅秀峰でいえばアメリカンチェリーなわけですね。アメリカンチェリーがもう既に店頭にありますから、そこに紅秀峰を並べて買ってもらうと、こういうことが一番課題なわけですね。それは、なじみが少ないということと、基本的には値段が高い、それから寒河江から持っ

ていくというので時間がかかる、日もちが短いということがあります。それから、前にも申しあげましたが、防除基準が国によって違うなどということが、いろんな課題があって輸送方法の検討、さらには鮮度保持のための工夫なども必要です。それから、いろんな試行錯誤をしながら、さらにはやっぱり目的は何かというと、農家の皆さんの所得の向上というのが最終的な目的でありますから、そういう意味で、何もなくて、あとは中間リーダーのほうにみんなお願いするとなれば、それだけ実入りが少なくなるということも懸念されるわけなので、その辺をどういうふうにしていくかなどということも、御指摘の点もいろいろ検討させていただいて、最良の方法を総合的に模索していくということも必要かというふうに思います。

それから、生産ロットを確保していくということが大事なことだというふうに思います。量的に拡大をしていくためには、どうしても販売量を確保していくためには生産量も安定的に確保していく、そのための防除基準に沿った生産ができていくための農家の皆さんの御理解というんですかね、そういうことが必要なのかなというふうに思います。それが、出荷量の確保においては極めて大事なことだというふうに思います。

それから、御質問で佐藤錦とリレー出荷ができないかというふうなお話でありますけれども、なかなかこれ現実的には難しいというふうに、あっちのバイヤーなんかも言っておりますが、やっぱり佐藤錦はやわらかくて傷みやすい、輸送と鮮度落ちになかなか耐えられないというようところがあって、継続的に安定して佐藤錦を南国に運ぶということについては極めて難しいのではないかというような見解でございます。

そういう意味で、先般来たバイヤーのお話ですと、さくらんぼだけでなく、今ブドウがいっぱい出ているということ、シャインマスカッ

トなどが大変あちらのほうでは人気があるわけで、大量に出ている。大量に出ているということはどういうことかという、品物のよくないものも行っているということで、大変混乱をしているというふうはこの間来たバイヤーの方は言うておられましたので、これ継続的に安定して輸出を続けていく、拡大していくためには、そんなに急にやっぱり高望みするというんですかね、身の丈に合わないような取り組みをしていくと、逆にしっぺ返しが来るというふうにも思います。やっぱり寒河江のさくらんぼはいつでもいいものを出してくれるんだという信頼をずっと勝ち得ていくためには、少し地道というか着実にではありますけれども、いいものをきちんと着実に地盤固めをして取り組んでいくというのがいいのではないかと今考えております。そういった意味で、先ほども申しましたが、知名度アップ、それから信頼度を高めていくということで、さらに努力をしたいというふうに思います。

また、さくらんぼ以外の農産物輸出についても、我々としても模索をしていく、特に米でありますとか、他のイチゴとかブドウとかについても、いろいろ需要あるいはニーズなども踏まえながら取り組みを検討していければというふうに思っているところがございますし、新たな輸出国などの開拓についてもやっぱり努力をしていって、さらに全体的な海外輸出の拡充に向けて、充実に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 1年たつてすぐ急に増大、なかなか難しいことだと思います。私の40年の経験からちょっと言わせていただきますと、さくらんぼの佐藤錦がやわらかくなるということが、農家の方、そして農協の方、さまざまな関係機関の方々からすると、今普通に健全な木でありますと、1週間から10日収穫して放置しても腐

敗する状況にない栽培マニュアルがなされております。それは、今多分品質関係では、山形セレクションのさくらんぼが一番だと私は思っているところなんですけれども、それはあくまでも品質重視でもありますが、木の状態で健全なことでなければ、その収穫したものは健全であるからこそ1週間、10日放置しても腐敗しないという状況下にありますので、ハードルをもって進めば、その軟化するさくらんぼ、佐藤錦については克服できるのではないかとありますので、その辺は技術的なことなので、JAさんのほうで対応していただきたいと思いますので、私は思っております。

最後になりますけれども、県内でも家族経営から法人化し、輸出されている方々がおられますが、ロットが小さいため大変苦戦していると、綿密な商談ができずに行動している方々と耳にしています。成功者の方々のお話では、通訳者やバイヤーとの交渉には海外に年間10回程度足を運び、農産物の特性や品質、気候風土、トレーサビリティ、国際トレーサビリティなどの説明をし、人と人との信頼関係を構築し、展開していると聞いております。海外輸出には個人対応では限界があり、三位一体となった取り組みが重要ではないでしょうか。ぜひ、農家の所得向上と国内トップブランドを維持し、国際トップブランド化を目指し、さらには寒河江市のインバウンド事業にもより交流人口へと進展していくことを願っておるところであります。これまでのさまざまな経過の輸出産業の中では、これから末永く続けていくことと、知名度アップのためにも農家、行政、三位一体となって頑張っていきたいと思っております。中でも、私も前向きに捉えながら努力したいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

柏倉信一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号5番、6番について、13番柏倉信一議員。

○**柏倉信一議員** 本日3人目の一般質問でございます。質問に入る前に恐縮ですが、通告書の訂正をお願いいたします。

通告番号6番の(2)新ガイドプランをガイドラインと訂正をお願いいたします。大変失礼をいたしました。

さて、このたびの議会からタブレットの議場持ち込みと使用が許可されておりますので、習うよりなれるということわざもございます、実際に使ってみないとわからないこともあると思いますので、タブレットを使わせていただいて質問をさせていただきます。

この時間帯は、昼食を挟んでしまうので、ややもすると緊張感に欠ける嫌いがありますが、気合いを入れて頑張りますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

さきの太田議員の質問の冒頭にもありましたが、私も今月の8日・9日と、太田議員初め同僚議員8名と1泊2日で視察に行っていました。青森県で初めてタブレットを導入した八戸市、我が寒河江市議会においても、新年度予算にタブレット導入を要望している時期であり、大変タイムリーな視察となりました。

人口23万4,000人、議員定数が32名、平均年齢57.9歳で、60歳以上の議員が19名ということでした。一般的に、タブレット導入については、議員数が多く平均年齢が高い自治体ほど導入は難しいと言われますが、八戸市議会ではそうした弊害はほとんどなく、導入検討から約2年で実施しておられました。何事でも前向きな姿勢があればできるものと感じてきたところです。また、議会事務局に、前にITの担当部署におられた方がいらっしゃったのもタイミング的に

よかったようでございます。導入までの経過や課題、多くの参考資料を頂戴してまいりました。御協力に感謝申しあげたいと思います。

通告番号5番について質問させていただきます。

我々寒河江市議会として、昨年春にタブレット導入検討委員会を立ち上げ、事務事業の効率化、ペーパーレスなどを目的として、導入に向け予想される課題にも真摯に向き合い、一つ一つクリアして、同僚議員全員同意のもと、新年度の予算化を要望してまいりました。県内自治体として初めての取り組みとなるタブレット導入について、このたび市長にも御理解をいただき、新年度予算に盛り込んでいただきました。議会費の中の使用料及び賃借料に含まれていると思いますが、タブレット導入にかかわる予算の内訳について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 柏倉議員からまずタブレットの導入について御質問がございましたので、お答えをしたいと思います。

議会におけるタブレット導入については、2年ほど前から検討がなされてきたというふうにお伺いをしておりましたが、このほど議案書それから予算書、諸会議の案内通知、行政情報検索などのペーパーレス化の推進、そしてこのペーパーレス会議の実践を通して事務処理の効率化を一層図るために、導入経費等について平成29年度当初予算に計上させていただいたところでございます。

内容については、先ほど御指摘ありましたが、議会費議会事業費に使用料及び賃借料として、タブレット使用料約240万円と、文書共有システム使用料約115万4,000円など導入関係経費約360万円を盛り込んでいるところでございます。これとは別に、このほか当局分として、総務管理費情報化推進事業の使用料及び賃借料に、タブレット30台分の賃借料約130万円をあわせて

計上させていただいているところでございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 詳細な中身の答弁をいただきました。市長には、議会の要望に応じていただきましてありがとうございます。タブレット導入検討委員会の一員として取り組んできた件であり、責任の重さを感じるところです。

山新のことし1月10日の報道によれば、全国で約60の自治体が導入しておるとのことですが、先ほども申しあげましたとおり、県内自治体ではどこも取り組んでいないところであり、できるだけ早くタブレットを有効活用した議会運営を軌道に乗せていきたいものです。

ここに至るまで、おのおのの会派などにおいて先進地視察等々で検討してまいりましたが、ほとんどの場合、プロバイダー料金の負担分については幾ばくか政務活動費から支出しているところが大半でございます。我々議会は、政務活動費からの支出はゼロであり、議員個人の負担分だけ3分の1としたことや、通信に伴うデータ量を抑制し、スムーズな通信環境を維持するために、おのおのの自宅に自費でWi-Fiルーターを整備することに全議員の同意を得たところは、対外的に胸の張れるところだと思っております。いずれにせよ、公費を使ってのことですので、費用対効果を十分認識して取り組んでいきたいと思っております。

次に、ICTの取り組みについてお尋ねをします。

近年におけるICTの進展はすさまじいものがあり、今後700余りの職種がICTの進展で消滅すると言われております。こうした間近に迫った状況の対応も踏まえ、義務教育の場においても小学生からパソコンやタブレットの使い方、アプリの作り方なども授業に取り入れる方向で進んでおります。ICTの聖地と言われるシリコンバレーでは、数年前から運転席に人のいない車が走っていたとのこと。ICTは事

務事業の効率化などといったレベルではなく、あらゆる分野において使われる時代となっております。本市のまちづくりにおいても必要不可欠なものと考えます。

このたび、タブレット導入に当たり、当局と話し合いも重ねてきましたが、専門部署、専従者が見当たらず、検討する上で大変だなと感じたものです。今後のまちづくりを視野に、ICTの専門部署を設けるべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ICT、いわゆる情報通信技術につきましても、柏倉議員御指摘のとおり急速な進化を遂げているというふうになっておりまして、総務省では、ICTはこれからも日々進化を続け、2030年ごろまでの間に現時点では基礎研究の段階にある多くの技術も実現化されて、地域や暮らし、産業に大きな変化をもたらすというふうに言っております。現在においても、高齢者見守りシステムあるいは防災監視システムなど、さまざまな分野において人工知能を含む技術開発がなされているところでありまして、市民生活を支えるためにはもう不可欠な状況になろうとしているわけでありまして。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックがあるわけでありましてけれども、その開催に向けて観光拠点における無線LAN環境の整備を急務というふうに政府のほうではしておりますが、Wi-Fiによる生活情報あるいは観光情報の提供を行っている、そういう自治体もございまして、寒河江市においても有効活用を図っていく、そういう必要があるというふうに思っているところでございます。

少子高齢化、人口減少が進んでいく中において、行政機関によるICT活用というのは、業務の効率化、情報の迅速性といった観点からも、今後さらに導入がもちろん進んでいくというふうにも思っているところでありまして、御質問

の専門部署の設置については、今後の関係情報の収集、環境の変化などを十分図りながら、その必要性、さらには他の自治体の動向なども十分勘案しながら検討していくテーマになっているというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 答弁をいただいたわけですが、ちょっと質問のヒアリングをするときに、私の聞き方が抽象的だったのかなというふうに思うところもあって反省をしているところですが、このICTの取り組みに関して私なりに勉強させていただいたわけですが、具体的な取り組みの一例というふうなことで、身近なところで仙台市、グローバルラボ仙台という民間企業、教育機関、仙台市が産学官連携した組織を立ち上げました。IT分野の人材の育成であるとか、市内のITゲーム企業と海外企業のマッチングとか、市内企業が開発したアプリケーションなどのローカライズなどの開発支援を行ったりと、市内海外企業進出をバックアップをしたりしているようです。また、本県の中でも鶴岡市は、日本のシリコンバレーを目指して頑張るんだというようなことも耳にいたします。

私なりに考えるに、我が寒河江市においても民間企業、また寒河江工業、そして市が連携したような組織を立ち上げて、こうした人材育成等々に取り組むのもおもしろいのかなというふうに思いますし、これ、なれば芸工大なんかも巻き込んで、そういった形を進められればなど、そんな思いもあってここに取り上げさせていただいたわけですが、ICTという部分に関しては、やっぱりどちらかというと行政よりも民間のほうがかなり先行しているのかなというふうに思われるわけで、民間のノウハウをうまく活用するというか、そういった方法も検討課題の一つかなというふうに思っております。ちょっとこの件に関しては詳細に通告をしておりますので、別の機会にゆっくりと質問をさせてい

ただきたいなというふうに思っております。

次に、通告番号6番についてであります。

久保田さんが病院事業管理者に就任され、間もなく1年になろうとしておりますが、これまで泌尿器科のエキスパートとして活躍してこられたのが、病院の経営者としての重責を担い、緊張の連続であり、日常生活においても笑いから遠ざかっているのではないかなと心配をしております。周りから聞こえてくる評判は、非常に真面目で随分と頑張っておられるとの評価が大半のようでございます。大変よい人材に就任していただいたと喜んでおるところでございますが、きょうは肩の力を抜いていただきまして、リラックスして答弁をいただければなというふうに思います。

本題に入りますが、私のところに来る市立病院の苦情の中でよく言われるのが、患者を受け入れしてくれないという話をよく聞かされます。しかし、よくよく話をお聞きすると、受け入れないのではなくて、現在の市立病院の医療体制では受け入れられないのだというふうに思う部分が多々あります。市民サイドから考えると、市立病院には外科、内科、整形外科等が診療項目にあり、救急医療にも対応できるはずなのに患者を受け入れてくれないとの思いがあるようです。すなわち、市立病院の診療体制が市民に余り理解されていないのではと思われま

す。そこで、初歩的な質問となりますが、市立病院の診療体制は、救急告示病院となっておりますが、救急告示病院とはどういう患者を受け入れできるのか、また県立河北病院などの2次医療基幹病院との違いはどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 初めに、救急告示病院はどのような患者を受け入れるのかのお尋ねですが、救急告示病院とは、昭和39年に救急病院等を定める政令によって創設された制度で、

救急隊によって搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関をいう、と定義されております。都道府県知事が、救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して必要と認定します。その認定要件としては、エックス線装置や救急医療に必要な施設・設備があり、救急医療の知識・経験を有する医者が常時診療していること、救急患者の専用病床や優先的に使用される病床を有すること等が定められているものです。

救急告示病院において、救急隊搬送の中でどのような病状の患者を受け入れるかは、施設の規模や医師数等、担当可能な診療体制によって大きく違いが出てくるものであります。どのような病状の患者を受け入れるかは示されてはおりません。県内では、平成27年6月現在、山形県立中央病院や山形市立病院済生館を初め、県立河北病院、寒河江市立病院を含め計37病院が救急告示病院の認定を受けています。しかし、各病院でどのような患者を診察させていただくかは、むしろ平成25年3月に県が示した第6次山形県保健医療計画や、その一部にある平成28年9月に示された山形県地域医療構想の中に、1次、2次、3次救急の観点から案内されています。救急告示制度に加え、救急の病態別の受け入れ区分として、昭和52年から1・2・3次救急という考え方が使われております。

議員御指摘のごとく、厚生労働省の検討会でも救急告示制度と1次、2次、3次医療制度が併存し、住民にとってわかりづらく理解しづらい原因になっていると指摘されております。ここで基本的事項を整理させていただきましたことは、今後住民の方々が救急医療を、また市立病院をわかりやすく利用する上で根本となる重要な事項でございます。

次に、当院と河北病院などの基幹病院との違いのことですが、先ほど申しあげました山形県地域医療構想の中で、山形大学附属病院と県立

中央病院が、3次医療機関として高度で特殊な医療を提供するとされております。そして、県立河北病院、山形市立病院済生館、済生病院、北村山公立病院が地域の基幹病院に位置づけられ、基幹病院として救急医療全般や専門性の高い医療を担当することとなり、当院を含めたその他の病院は回復機能の強化を分担されておりますので、特に高齢者の肺炎や骨折など回復期につながることが多い病気の治療を担うことが、地域住民の皆様の必要性を満たすために最良であると考えられております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 何か難しい時間帯の質問なものですから、考えるんですけども、やっぱり私が疑問に思うのと同じで、今の御答弁を聞いた感じだけではやっぱりなかなか一般市民には理解が大変なのかなというふうに思いながらお聞きをしておったのですが、寒河江市立病院新改革プランの果たすべき役割と目指すべき姿の中で、現体制の中で創意工夫し、2次救急までの受け入れを明確にしたいとありますが、ここで言う2次救急とは具体的にどんな患者を指しておられるのかお伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 2次救急患者の具体例についてですが、2次救急は1次と3次の間の患者という位置づけになっておりますので、まずは3次と1次救急の例を挙げさせていただきます。

重篤救急患者の救命蘇生を行うのが3次救急医療と分類され、山形県の医療機関としては県立救命救急センター、山形大学附属病院、公立置賜総合病院救命救急センター、日本海病院救命救急センターが担うと示されております。3次救急の内容としましては、心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷などの病名が挙げられております。また、救命センターで担うべき重篤患者の基準として、大動脈疾患、大動脈瘤とか大動脈瘤の破

裂、または重症な外傷、重症やけど、中毒や敗血症、重症呼吸不全や心不全、重症な意識障害などが挙げられています。

次に、1次救急、初期救急医療は、休日や夜間などにおいて比較的軽症の救急患者や外来診療を担当する役割が示されており、休日夜間診療センターや在宅当番医等が担当する分担となっております。すなわち、病名といたしましてはインフルエンザやねんざ、便秘、軽度の吐き気、下痢などは、この1次救急が担うことになります。

御質問にありました市立病院が担う2次救急ですが、整備上の役割といたしましては、1次救急により手術や入院治療を要すると診断され、転送された患者の救急治療に当たると示され、当院を初め3次救急で挙げられた医療機関以外の救急告示病院が担当施設とされております。2次救急の患者は、例えば当院で頻度の高い病氣といたしましては、大腿骨や背骨などの骨折、在宅療養中の高齢者の肺炎、腰痛で命の危険はないけれども自宅では過ごせないような状態の方、あるいは糖尿病療養中の方の食欲不振や、胃腸炎による脱水で点滴が必要な方などを中心に受け入れさせていただくことになります。ただし、山形県の保健医療計画によりますと、1次救急・初期救急医療は、休日夜間の救急急患センター9施設と休日当番医がこれを担うことになっており、大変少のうございますので、2次救急医療として告示された病院等でも、1次救急に属する病態の患者のニーズにお応えしながら診療させていただいているのが現状であり、当院でも今後も1次救急もカバーできるように、さらに力を入れてまいります。全国の救急告示病院の約7割は、ただ1人の医師が救急を担っており、患者の高度で専門的な医療への志向の高まりに応えられるように、大きな市では夜間救急告示病院診療科案内をホームページに載せたりして、受診前に当直医たちの各診療科を確

認して受診先を選んでから向かえるようにしております。当院のホームページにも、当直医師予定表に専門科目を掲載し、できる限り患者様のニーズに合った診療をさせていただけるように心がけております。

○**國井輝明議長** お待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 答弁を頂戴したわけですが、3次と1次の間というふうな答弁でございましたけれども、非常にその部分だけはわかりやすいなというふうに思いながら聞かせていただいたわけでございますけれども、私的に単純に、大した医療の知識のない人間から見ても、脳梗塞や心筋梗塞になった場合に、率直に申しあげて市立病院には麻酔科というのは存在しないわけですから、そういうふうな状況の中で搬送されるというのはかえって自殺行為になるのかなど。誰でもわかるような話なんですけれども、なかなか一般的にはそういった部分を理解されていないのかなど、そんな思いもあって質問をさせていただいたわけで、答弁をいただきましたけれども、私の想像していた部分と合致しているなど。やっぱり、市民向きにはなかなか、その医療行為がどういうふうなことだったらお願いできるのかという部分はわからないわけなので、できるだけ専門用語ではなくてわかりやすいような表現で周知の徹底を図っていただきたいなというふうに思います。

次に、国・県の施策との連携についてお伺いをしたいと思います。

厚生労働省は、地域医療構想策定に当たり、都道府県に対し、医療機関は病床において担っ

ている医療機能の現況と今後の方向を選択し、都道府県に報告する制度を設けるといふようになっておりますが、市立病院としてはどのような報告がなされているのでしょうか。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 平成26年度より開始された病床機能報告制度に基づき、一般病床、療養病床において担っている医療機関の現状と今後の方向等を報告することとされております。毎年7月1日時点での具体的な現状を県に報告しております。今年度の報告につきましては、急性期機能を担う一般病床94床、慢性期機能を担う療養病床31床と届けております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 続けてお尋ねをしますが、山形県が作成した地域医療構想の中で、病床機能の分化が問われていますが、今後市立病院における病床機能はどのようになっていくのか。回復期、慢性期の病床が主体となるように思われますが、どのように進められるのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 地域医療構想では、西村山地域の病床利用率の低い病棟を有する病院は、地域包括ケア病棟など回復期機能への転換や充実、病床規模の適正化を進めるようにと明示されております。また、患者の受診動向は、人口構造の変化により後期高齢者が増加するため、肺炎や骨折による入院患者の増加率が高くなることを見込まれております。これらの回復期につながることが多い病気の治療の充実や急性期治療後のリハビリなど、回復期機能の病床に転換していくことが必要となってまいります。

当院では、病状が安定した患者の在宅復帰を円滑に進めるため、最長60日まで入院することが可能で、歩行、食事、入浴、トイレなど日常生活復帰のための手厚いリハビリを行う地域包括ケア病床が12床ありますが、このような回復

期機能を担う病床を今後ふやしていく必要があると考えております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 御答弁をいただいたわけで、私の想像している方向なんだろうなというふうに思いながら答弁をお聞きしておってわけですが、この病床機能の分化というのは、病院経営にとって非常に重要な問題なわけで、総務省が公表している新公立病院ガイドプランの冒頭で、今後の公立病院の目指すところは、前ガイドラインと大きく変わるものではないというふうになっておりますけれども、病院経営に大きく影響を及ぼすと思われるのは、地方交付税措置に新たに算定となる、算定の基礎となる病床数を許可病床数から稼働病床数に変更するというふうにされた点だというふうに思うんですけれども、医師や看護師不足、患者数の減少で非稼働病床を抱える病院にとって、普通交付税が減る分、経営的に大きな打撃を受けるということになるのではないかなど。

先日行われた市立病院の新改革プランの説明で、病床利用率を85%というふうに設定した旨私もお聞きをしたわけですが、このような背景を考慮すると、高い数字を設定せざるを得ないことがやっぱりうなずかざるを得ないのかなど。かといって、医師、看護師を確保して患者数を思い切りふやそうというふうにしたいところなんだろうけれども、一方では、先ほど来のお話もあったとおり、地域医療構想の中では分化、分業化を強力に進めていこうと、高度急性期、急性期の患者を受け入れる病院には医師あるいは医療資源を思い切って集中投入させるというふうなシステムになっているわけなので、こういうような状況の中で簡単に医師の確保なんていうのはなかなかいかないのかなというふうに思いながら、私なりに勉強させていただいておって、そうした中でもとりわけこの我が山形県、山形大学の蔵王協議会が中心と

なって、関連病院や県の健康福祉部なんかとの関連も連携を密にしながら、早くから地域医療構想の策定とか医療供給体制を進めてきたというふうにお聞きをすると、なおなかなか難しいなというふうに考えるわけで、そうした中での回復期、慢性期の病床にシフトをとらざるを得ないというのは、病院事業管理者のお立場、環境なんかも私なりに推察するに、心中はかなり複雑なんだろうなというふうにお察しをされているところです。

次に、地域医療構想は団塊の世代が後期高齢者、75歳以上となる2025年をめどに当面検討されておりますが、7市7町が2次医療圏となる村山地域における人口構造、病床機能ごとの必要量というのはどのように推計されるのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 県で作成しました地域医療構想によれば、7市7町の村山地区における2025年の将来人口推計については、2015年を100とした場合、ゼロから14歳までは82%、15歳から64歳までは87%となり、子供の人口と生産年齢人口は減少していくと見込まれております。また、65歳から75歳までの高齢者人口は98%と若干減少に転ずると見込まれております。一方で、75歳以上の後期高齢者は114%と今後は増加傾向にあります。全体として、村山構想地域の2015年の人口54万5,900人は、2025年には50万4,000人と92%に減少すると見込まれております。

そのことから、将来的な入院患者の推計を行った結果、2025年の必要病床数は、病床機能報告の許可病床と比べると、高度急性期病床は734床から523床に211床の減、急性期病床は3,143床から1,687床に、総計1,456床の減となり、高度急性期及び急性期病床は約1,700床が過剰と見込まれます。

一方、回復期病床は723床から1,431床と708

床不足、慢性期病床は1,185床から1,232床の47床の不足と、回復期病床が約750床不足すると見込まれております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 答弁をいただきました。私も自分なりに数字を拾ったんですけども、大体病院事業管理者の今の答弁と大同小異かなと。私の調べた数字からいくと、高度急性期・急性期対応の現在の病床数がトータルで3,877、それで2025年で必要とされる病床数が2,210ということで、トータルで1,660多いと。回復期・慢性期の現在の病床数は1,908床で、2025年度で必要とされる病床数は2,663床、755が足りない。大体似たような数字だなというふうに思っ、多少調査するスパンなんかの違いもあろうかと思っておりますので、数字的にはそんなものかなというふうに思ったんですけども、こういう数字を十分念頭に置いて病院の方向性を決めていかななくてはならないという、当然そういうふうになってくると思います。市立病院の改革をやっぱり進める上では、一番のポイントとなるのが地域医療構想との連携、そしてまた周辺地域の医療の実態に関するデータの分析、これが非常に不可欠なものだというふうに思いますし、エビデンスに基づく改革でなくてはならないというふうに思って質問をさせていただきました。

これまでいろいろと質問させていただき、答弁を頂戴しましたが、総じてこの西村山地域においては、救急性の高い高度急性期医療については山大、県立中央病院、急性期医療については県立河北病院が中心で担い、当然のことながらそれに対応できる医師を初め医療資源が集中投入されるということになるのだらうと思います。我が寒河江市立病院は、今後西村山地域に不足することが見込まれる回復期・慢性期の患者を主体に医療提供をしていくことが望ましいというような結論にならうと思います。そしてまた、地域包括ケアシステムを担う介護施設、

医師会等の連携も深める必要があると考えますし、こうした方向で進むに当たっては、まずは市民に理解を得ることも大変重要な部分ではないかなというふうに思います。医療スタッフとして求める人材なども、おのずと変化していくことが予想されると思いますが、今後の取り組み課題をどのように考えて対応していかれるのかお伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 先ほど申しあげましたが、地域医療構想において、当院の今後の施策として回復期機能への転換や充実、病床規模の適正化が示されております。高齢者の肺炎や骨折など回復期につながるが多い病気の治療におきましても、認知症等高齢者ならではの多くの併存する病気の治療を同時に進める必要があり、幅広く診療に対応できる医師が求められることとなります。

これまで、専門性を重視した医師育成のもとに、専門領域に特化した診療以外は診ることができない医者がふえ、医療の高度化、患者の専門医志向・高度医療志向と相まって、地域の小規模病院において専門外の病気の診療に支障を来すことが問題となってまいりました。

寒河江市立病院では、今後は専門性に特化し過ぎず、総合的診療能力を持った医者を求めてまいります。逆に、急性期患者の外科系手術に携わる医師の派遣増員は、機能分担という方向性を考慮すれば厳しい状況にあると考えられます。また、御質問にありますように、介護施設や開業医の先生方との連携をより一層深め、患者を紹介していただいたり、あるいは当院から退院後のかかりつけ医として逆紹介したりなど、病院完結型の医療から地域包括ケアシステムの中の一医療機関として、地域のかげ橋になることが求められています。高度な急性期の治療後や手術後の患者様を受け入れ、安心な状態で在宅や地域へと帰せる病院として変革していき

いと考えております。

寒河江市立病院新改革プランの初めにも記載しておりますが、当院の基本理念は、「地域住民に信頼され、安全で安心な笑顔の病院を目指します」であります。地域に必要な病院機能を維持し、地域住民の皆様継続的に医療を提供していくため、患者に親しまれる医師、親しまれる看護師、医療スタッフを育成し、今後の病院運営につなげていくことが使命と考えております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 答弁をいただきました。思いはかなり複雑なんだろうなというふうに思いながらお聞きをしておったわけでございます。県が作成した地域医療構想の村山区域の主な課題としているのは、診療機能を地域に必要なものへの病床規模の適正化、病床利用率の低い病棟を有する病院は、回復機能への転換と広域連携による病床規模の適正化をうたっております。そういう観点から、このたびの市立病院改革プランは整合性のあるものというふうに思います。ただ、個人的には独自色を持った病院機能を確保してほしいなというような思いも捨て切れない部分があるわけですが、取り巻くこの環境等々を考慮すると、なかなか難しいのかなというのが実態のようですね。

医師・看護師不足への対策と、この医療提供体制の改革というのは表裏一体で取り組むような問題だというふうに思うわけでございます。限られたこの医療資源、地域全体でいかに配置するかというのがポイントになってくるんでしょうね。しかし、何かに言っても、やはりこの医療という特殊な現場で、私らの知り得ない部分が多々あるところだというふうに思いますし、やっぱり現場でというよりも現場を熟知しておられる病院事業管理者の采配に期待するところが大きいです。

ちょっとまた後ろから同僚議員に冷やかされ

るかもしれませんがけれども、さきの懇談会、またきょうの答弁をお聞きをいたしまして、私も久保田病院事業管理者初め市立病院のサポーター役の一翼を担わせていただきたいなど、できる限りやはり市民に今の市立病院の実態というものをきちんと周知をしていかななくてはいけない。なかなかその誤解があって、整合性がとれていないのかなというふうな、これまでの私の質問の中からも御理解をいただいたと思いますが、そういう意味で実態というものをきちんと周知をした中で、改革プランを進めていかななくてはいけない、それにはやはり病院事業管理者一人をお願いするのではなくて、やっぱり我もそれにのっとったような対応をしていかなければならないなど改めて認識をしたところでございます。

これまで、久保田病院事業管理者の答弁から、少なくとも西村山広域の中での連携や医師会を初めとする関係団体との連結は欠かせないと、地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を進めていかなければならないと考えます。今後において、市立病院運営は、こうした多面的な対応の必要性が予想されます。このたびの市立病院新改革プランを実りあるものに仕上げる意味で、市長として後方支援の重要性は不可欠と考えますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市立病院は、これまでもそしてこれからも、市内はもとより西村山地域の中核的な医療施設として大変重要な役割を担っていくのだらうというふうに考えております。そして、市民が安心して生活できるためには、なくてはならない重要な病院であるというふうに思っています。

今進めている市立病院の新改革プランの中で、地域医療構想を踏まえた市立病院の役割として掲げている一つには、在宅医療の提供と支援体

制の強化、そして地域包括ケア病床の拡充などの、先ほどから御質問何度も出ておりますが、回復期機能の充実というのは、先ほど久保田病院事業管理者の答弁にもありましたが、地域包括ケアシステムの中での一医療機関として地域のかけ橋となる病院に変革していきたいという答弁がございましたが、今後の医療ニーズを考えていけば、そして寒河江市内の中核的な医療機関としての役割を考えていく中で、当然求められる方向だというふうにも思いますし、寒河江市のみならず西村山全体の地域医療をさらに充実して、地域住民に安全・安心な生活を約束していくという意味では、その果たす役割というのはこれからも大きなものがあるというふうに思っているところでございます。

先ほど柏倉議員から、それだけではなくて、さらに地域の中核的な病院としての総合的な医療機関の充実もあったほうがいいのではないかなというようなお言葉もありましたが、我々もそういう思いを持ちながらも、現在の医療環境の中で引き続き市立病院が存続をしていく、そして市民の負託に応えていく役割を果たしていける病院としていくためには、現在の地域医療構想というものを踏まえて、その地域の中で県それから関係機関団体とも連携を図って機能を充実をしていくという役割があるかというふうに思います。そういう意味で、私は設置者でありますし、そういう意味では自治体の長という役目もあります。それから1市4町を取りまとめるという役割もあるわけでありますので、そういった立場としてさらにその中で西村山全体の医療の体制を構築していく、守っていくという意味でのこの市立病院の果たす役割を感じながら、思いながら、保健あるいは介護分野なども幅広く連携をして、一体的にこの改革プランに沿って、その実現を目指して取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 市長から答弁をいただいたわけですが、市長には県の健康福祉部長の重責を担ってこられた方というふうなことで、釈明に説法の質問になってしまったのかもしれませんが、やっぱりちょっと私なりに考えるに、一例を申しあげれば、病院の必要病床数、慢性期における病床数というのは、慢性期における在宅等の受け皿がどのように変化していくかというふうなことから、必要病床数も大幅に狂ってくるというようなことも当然のことながら予想されます。やっぱり地域包括ケアシステムとの連携というのは本当に大事な部分だなど。

あと、もう一つ非常に自分が懸念する部分というのは、公立病院には地域で必要とされる医療を提供するために不採算医療なども担っているのではないかなど。そこにこの公立病院の存在意義があるというふうに思うわけで、また一方では、高コスト構造を含め持続可能な経営体制の構築というのは不可欠なわけで、こうした課題と向き合って病院運営をしていかななくてはいけないということになるわけで、そういう意味ではやっぱり市長部局のほうからも、あるいは病院事業管理者のほうからも強いきずなを深めていただいて今後の対応をお願いしたいなど。

以上、私の提言を申しあげまして、質問を終わらせていただきます。

渡邊賢一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号7番から9番までについて、4番渡邊賢一議員。

○**渡邊賢一議員** 市民クラブ、社会民主党の渡邊賢一でございます。

弥生3月、市長からもございましたけれども、

昨日は県立高校の卒業式が行われ、多くの若者が学びやを巣立っていきました。昨年からは参政権を有した若者に、ぜひ政治とのかかわりを持っていただいて、洋々たる前途が希望に満ちあふれ、平和で幸多かれと今後の活躍に熱いエールを送りたいというふうに思います。

さて、佐藤市長の3期目スタートは、期せずして究極の独裁者と世界から非難を浴びている米国トランプ大統領と同じ1月20日でした。昨日、米国議会ではアメリカ大統領の就任演説がございましたけれども、市長の政治理念とは全く逆の内容で、私も非常にショックを受けましたし、数々の大統領令を連発し、世界の人々を恐怖と失望に陥れるようなワンマン政治、それに追随する安倍首相の外交姿勢、これに多くの不安と危惧を禁じ得ません。

市長におかれましては、市政運営の基本指針で表明されました3つの柱、選挙公約で表明されたスマイルシティ像とカラーをさらに鮮明にさせていただいて、市民の笑顔と幸せのために尽くしていただきたい。第6次振興計画前期アクションプランの諸課題も進めていただきたいと思っております。そのすぐれた手腕を、多くの市民の皆さんが高く評価し、また強く期待を寄せております。私は、これまでどおり是は是、そして非は非として、今後とも市民の弱い立場の方々の声なき声、思いを拝聴しながら発言させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

今回は、市民の皆様の切実な声を3点、農業農村整備、そして雇用と労働、文化・スポーツの3項目の質問にまとめさせていただきましたので、どうか前向きな御答弁をよろしくお祈り申し上げます。

通告番号7番、次代を担う新規就農者・農業後継者への育成支援と農業農村整備のさらなる推進についてでございます。

1つは、農業用水路二の堰左岸（東側）地域

の袋小路農道の早期解消と用悪水路の再整備についてでございます。

二の堰は、御案内のとおり農水省で選定した疎水百選、これの寒河江川用水の一つであるわけでありまして、この二の堰左岸地域は昨年米品評会で金賞を受賞された犬飼さんのつや姫の圃場も位置するところでもあります。また、さくらんぼ栽培の発祥の地と言われる石持地区とのちょうど川向かいであることから、昔からさくらんぼ栽培の盛んな果樹地帯でございます。

先日、さくらんぼ生産組合の総会や農業団体との会合に私も出席させていただきました、この地で水稲や果樹の複合経営をしている若い後継者を初め農家の皆さんから切実な声をお聞きしてまいりました。例えば、農地が点在して効率が悪いと、特に農道が袋小路では軽トラックや農業機械がUターンばかりしなければならず、非常に非効率的であると、これでは農地の借り手もいなくなると。議案にもありますが、今後農業委員会の新たな制度改正として、農地利用最適化推進委員の方々の活躍が期待されるわけですが、市内の遊休農地の解消、担い手への農地の集約化を加速させて進めていく上で、この状況は大きな障害となってきております。

そこで質問ですが、県営水環境整備事業において延長約4キロ、そのうちでも農地に係る1.5キロの遊歩道がつくられまして、それまで利用していた二の堰沿いの農道が著しく失われ、結果としてくし状の袋小路が存在してしまった箇所が多いということで、市民からは完全な設計ミス、いつこれが解消してもらえるんだろうというふうに言われてきたそうであります。現在は、二の堰親水公園の一部ということで、建設管理課で所管する公園の一部となって指定管理されているものでございます。そもそも、村山総合支庁の前身である山形平野土地改良事務所、県が事業主体で国と県、本市の負担金などで進めてきた事業でありまして、今は完全に本

市が維持管理している公園になっているわけです。地元農家のその旧農道の原状回復、または機能代替の農道整備というものが必要ではないかというふうに思うわけですが、御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 二の堰左岸の袋小路農道についての御質問であります、二の堰左岸、要するに二の堰沿い東側の農道でありますね、そこについてはもともと道路としての用地がなくて、二の堰の管理用通路を農家の方が利用されていたというふうに聞いておりますけれども、御案内のように、平成元年から平成6年度までの県営水環境整備事業によってその通路が通れなくなったために袋小路になっている農道が1カ所あるというわけでございます。

この県営水環境整備事業については、県のほうに照会をさせていただきましたが、先ほど渡邊議員からもありましたが、県営土地改良事業として法的手続をとって、地元の説明をしながら工事を進めたというお話でありましたが、記録も残っておらないところで確認がとれないという状況でございます。

それで、御質問というか御要望があるわけありますので、袋小路状態を何とか解消するための農道の整備ということでもありますけれども、現在その補助メニューというのが存在をしないのでありますね。そういう意味で、なかなか補助事業では対応できないということになっております。そういったことで、先ほど来ありましたけれども、市の管理下にあるということで、市の事業として実施をしていく場合はどういう方法があるかということについて、我々も地元の皆さん、それから御要望いただく皆さんとともに検討して、何とかそういう御要望にこたえられるように努力をしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 前向きな御回答に感謝申し上げます。私も関係者、関係団体の代表の方と、農林課さんあるいは建設管理課さん、当該の土地改良区である寒河江川土地改良区さん、県の農村整備課さんなどに伺いながらも、これはやっぱり市で解決すべき問題だというふう言われ、しかしながらこの農林課さんと建設管理課さんとの、いやそっちだろうというふうなことで、長い間ちょっと、言葉選びながら申し上げますけれども、御苦労されてきたものであります。私も、ぜひここについては、なかなか8回目の質問ですけれども、ローカルな話題は取り上げてこなかったわけですが、ここにつきましては地元の強い声がありますので、きょうも後ろにいらっしゃいますので、ぜひお聞き願いたいというふうに思います。

続いて、質問2つ目の用水路の関係であります。

二の堰の水は、農業用水のみならず下流の住宅密集地の排水路、冬期間の排雪路ということで有効利用されております。しかし、一定の水量確保のために放流された水による、隣接農地の侵食、流出などの被害が生じまして、農家の方が苦情も申しあげているところであります。そして、下流の町内会長さんからもこの水は絶やさないとくれという要望もされているわけですが、残念ながら、この両者のお話も当然なんですけれども、解決に至っていないということでもあります。

農業後継者のための農地の保全、そして安全・安心のまちづくりのためにも、この農地の原状回復、被害対応のため、早期に用水路整備もあわせて行うべきと思いますけれども、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 改めて申しあげるまでもありませんが、この二の堰については農業の施設のみならず、すばらしい景観形成ということで、寒

河江の財産だというふうにも思っております。そういったことで、何とかその維持保全のために我々も努力をしていきたいというふうに思っております。

御質問の水路については、農業用水路として使用していただいておりますけれども、先ほど来ありましたけれども、渇水時期においても住環境向上のための用水として流しているということでございます。それで、水路沿いの泥上げとか草刈りなどの維持管理についても、農家の方と一緒に地域住民の方も協力をしていただいているというふうに伺っておりますし、今回の洗掘された箇所についても同様に行っているというふうに聞いております。

農業用水路の整備については、改めて申しあげるまでもありませんが、受益者負担という観点から農家の方より要望をいただくことが通例でございますけれども、今回の場合は受益面積も少なく、水路を利用している農家の受益者も少ないという状況でありますから、なかなか、前の質問と同じようでありますけれども、補助事業としては乗りにくいと、該当しにくいというわけでございます。そういう意味で、市の土地改良事業補助制度を利用していくということになったとしても、市、土地改良区が合わせて半分負担しますけれども、農家の方も半分を負担していただかなければならないということ、大変な多くの御負担が生じるということになってしまいますね。そういうことで、なかなか現実的に難しいところがあるわけですが、しかしながら、先ほど来申しあげておりますとおり、貴重な財産でもありますし、市民の住環境向上のために流している水によって洗掘されているという状況でありますので、どういう方法があるか、今後いろいろ調査検討を進めながら、何とかこの件についても改善できるように努力をしていきたいというふうに思います。

○國井輝明議長 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひ、町会長さんのこういう要望書とかさまざまな声が上がっていると思います。ここだけでなく、市内にも数々の箇所もあるわけですが、ぜひその早期整備の必要性について、今市長からも御答弁いただきましたけれども、最優先にさせていただく中で、ぜひ実現に向けて御検討をお願いをしてみたいと思います。

さて、2つ目の課題、農業用施設と果樹等の豪雪被害を踏まえた独自の緊急対策についてでございます。

午前中も同僚議員の質問にもあったわけですが、今回の豪雪被害については市政報告の中で御報告をいただきました。ハウスの倒壊22棟、果樹の枝折れなど今後雪解けとともにその全貌が明らかになるということでした。私も、同僚議員とともに被害に遭われた方々への心からのお見舞いを申しあげたいと思います。

特に、ハウスの倒壊ばかりでなく、重い雪による雨よけハウスのパイプの曲がりが多く、大規模な補修を余儀なくされている箇所も数多いとお聞きしております。果樹の枝折れの被害も深刻であります。一部では、ことしは1割から2割減収になるかもしれないというふうな深刻な見方も出ているそうです。市長はどのように御認識なのか、御所見をお伺いしたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 冒頭の開会の市政の概況の際も御報告申しあげましたが、1月10日夕方から断続的な大雪に見舞われて、特に南部地区を中心にして、果樹用、野菜栽培用の農業ハウス倒壊が見られているところであります。また、果樹につきましても、先ほど来お話ありますが、市内全域で樹体の枝折れ等の被害が確認されている状況であります。積雪がありまして、樹園地の確認が困難な場所もまだ多々ありますので、サンプル調査という結果に今のところなります

が、特にリンゴの古木と洋梨に被害が多いようでございます。あの被害の全容につきましては、JAさがえ西村山と連携をとりながら現在調査中でございます。

これまでの期間を通しての積雪量というのは平年並みであるというふうには思いますが、雪への準備が整わなかったところに一気に集中して積雪があったために対応が間に合わず、被害が多くなったのではないかとこのように考えておきまして、大変残念に思っているところであります。これまで被害に遭われた農家の方々には、謹んでお見舞いを申しあげたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 近年まれに見る一時的などか雪だったものですから、やっぱりなかなか被害が大きくなってしまったということでありまして、ぜひ独自の緊急対策ということでいろいろ御検討いただきたいと思えます。特に、意欲を持って就農した農家ほど、今回の被害というのは心が折れるような事態でございます。また、今後農家の経営に直結するものでございまして、これまでさまざまな無利子の融資とか、その補助事業など救済策が過去にもあったわけですが、本市独自としてもぜひ迅速に進めていただきたいと思うのでございますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 渡邊議員御指摘のとおり、このたびの雪の被害、意欲ある農業者にとって大きなダメージを与えたのではないかとこのように危惧しているところでございます。これまで寒河江市におきましては、雪害についての支援というのは県の緊急対策を活用して行ってきたというのが例でございました。今回の県の発動というのは、まだ未定ということでございまして、県の緊急対策が発動しない場合におきましても、既存補助メニューを活用するなどし

て支援を行いたいというふうに考えております。具体的には、施設については園芸産地パワーアップ支援事業や園芸大国やまがた産地育成支援事業、樹体については果樹経営支援事業、それから紅秀峰の里推進事業、これは市の単独事業でありますけれども、などがあるかというふうにございます。

また、無利子の融資については、農業制度支援資金として認定農業者を対象にした青年等就農資金や、これは無利子ではありませんけれども、低金利の農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）などがございます。また、予防策ということでありますけれども、園芸産地雪害防止取組促進事業、これは市の事業でありますけれども、農道の除雪用としてロータリーアタッチメントの導入補助などを行っております。活用いただきたいというふうに思います。

これは何度も申しあげますが、現時点では被害の全容がまだ明らかではないということで、今のところはこういった対策を、これ以上の対策を見込んでおりませんが、被害の調査結果が明らかになった段階で、また改めて対応を検討していくということになるかと思えます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ、ここの救済についても意を用いていただき、対応していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続いて、通告番号8番、高齢化社会を支える若者の正規雇用促進支援と市民総活躍社会実現のための実効ある「はたらき方改革」についてでございます。

1つ目は、企業誘致の現状と若者の正規雇用促進について。

寒河江の中央工業団地の企業誘致の現状につきましては、市政概況報告にもございましたけれども、大変御苦労されている状況であります。現在、工業団地には84社、約4,600人の労働者、

うち約600人が臨時社員というふうな内訳になっているそうですが、昨年には、この11月ですか、木質系バイオマス利用の企業について、いろんなプレゼンの募集などもあったわけですが、企業誘致については、私ども総務産業常任委員会の行政視察でも先進地、佐賀県鳥栖市に伺いましていろんなお話を伺ってまいりました。

東洋経済オンラインの住みよさランキングでは、九州ブロック第3位というふうなことで、本市は北海道・東北ブロックで残念ながら第10位と、おとしは第8位だったわけですが、そういう住みよさランキングの中でも上位ということで、しかも、20年後の人口、現在の7万2,000人から8万2,000人と2割増の予想をしているところであります。雇用が経済効果として地域に還元されて、さらなる住宅とかマンション、この分譲地の拡大にもつながって、非常に若者の雇用創出、雇用確保が進んでいるというふうなお話でありましたけれども、私はこの若者の雇用創出というものの、雇用確保というものは非常に重要な課題だというふうに思います。既に進出した企業というふうなことは報告でわかったわけですが、今後に向けてどのように進められるお考えなのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 人口減少対策を進めていく上で、雇用の確保というのは一番重要な柱になります。その中で、いかに雇用を確保していくかという面で、やっぱり企業誘致というのはとりわけ主要な施策に位置づけられるものだというふうに思っています。そういう意味で、これからも引き続き企業誘致活動を展開をしていかなければならないというふうに思いますが、なかなか御指摘のように新規の企業進出は依然として低調であります。そういう意味で、環境は大変厳しい状況になっているというふうに思います。

そういった中でも、御指摘のような若者あるいは女性が安心して働くことができる場を確保していくということは重要でありますし、多くの雇用を必要とする自動車関連あるいは電気機械機器関連、さらには食品関連などの製造業、さらには、先ほど御指摘ありましたが、寒河江、西村山の地域資源であります木質系バイオマス資源を活用する発電事業者などの企業誘致などにも取り組んでいければというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。森林資源を利用した木質系バイオマス利用の関連企業につきましては、私どもも先進地であります庄内地域、温海町などにも行って勉強させていただきましたけれども、こうした企業は庄内及び最上地域に進出しているわけでありまして、ぜひこっちの村山にも誘致していただいて、その効果を上げていただきたいというふうに思っているところです。

もう一つの質問ですが、正規雇用、非正規雇用が全労働者の約4割近くになっておりまして、仮に正規雇用でも将来安泰ではなくて、さらに共働き世帯が当たり前になっているというような状況であります。午前中の同僚議員の質問にも、放課後児童クラブのニーズが高くなっているというのもそのためでありますし、第6振にもあるとおり、定住や婚活、子育て支援や地域振興も全てはこの雇用確保から始まるということで、今市長からの御答弁をいただきました。

若者の新規雇用のために、新年度予算で県は40歳未満の非正規雇用の労働者の正職員化や賃金引き上げに取り組む企業に対しまして奨励金を支給するんだというようなことで、2億2,898万円という予算が出されています。また、商業・サービス業を支援対象に加えるなど、中小企業支援策として中小企業スーパーサポート事業6億8,677万円というような事業

もありまして、ぜひ市内の特に中央工業団地を初めとするそういう企業に対しまして、市独自のかさ上げを行って、こうしたこの県の事業に、県と一緒に民間企業を応援していくようなことを行ってはどうかというふうに思うんですけれども、市長の御所見もお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど来申しあげておりますけれども、人口減少対策、若い世代が結婚をして子供を産み育てることができる安定した雇用と一定の所得というのが、人口減少を何とか食い止めていく上での方策の大きな一つなのではないかというふうに思っているところでございます。

ことし2月に公表されました国の労働力調査、平成28年平均速報によると、役員を除く雇用者の非正規雇用労働者の割合というのは全国で37.5%でございます。本県においては、国の平成20年就業構造基本調査をもとに県が取りまとめ公表した資料によると、非正規雇用労働者の割合は35.8%、そして男女年齢階級別の正規雇用の割合でいきますと、男性は25歳から59歳までが8割を超えている、正規雇用の割合ですね。それから、女性は20歳から29歳まで6割、それ以降だんだん低くなって、パートなどの割合が増加しているということでもあります。つまり、男性は生産年齢人口というのは80%以上が正規雇用だということでもありますから、そういう、女性も20代はそうだと、6割だということでもありますので、何を言いたいかという、こういう若い人たちの正社員の雇用というのを継続していく、途中でやめないようにしていくということも大変重要なことでもありますので、そういったことを図るためにインターンシップの実施でありますとか、就職の前後さまざまな学習を行って、職業に対する知識の習得と自覚を持ってもらう、そして職場に定着をしていただくと、

こういうことが必要になってくるのではないかと
いうふうに思います。そして、改めて申しあげ
るまでもないわけでありませうけれども、女性
が働きやすく、そして出産や育児休暇などが充
実をして有給休暇がとりやすいような、そうい
った職場環境づくりというのがますます重要に
なって、そういう取り組みをしていかなければ
ならないというふうに思います。

県のほうでは、先ほど来お話ありましたが、
国のキャリアアップ助成金と連携をして、40歳
未満の非正規雇用労働者の正社員化のための上
乗せ奨励金、それから非正規職員の賃金を正社
員並みへのアップした場合の奨励金の支給とい
うものを予定しています。市のほうでは、市内
の民間の事業者に対しまして、国の制度あるい
は来年から予定している県の事業などについて
周知をしていく予定にしております、その方
法としてことしの1月から開始をしたメールマ
ガジン「さがえ企業支援だより」というものを
配信をしておりますが、それによっても配信を
していきたいというふうに思いますし、また市
報やホームページなどにも掲載をしてPRをし
ていきたいというふうに思います。

それから、市の独自のかさ上げの御質問がご
ざいりましたが、平成25年度から市独自の制度と
して取り組んでまいりました雇用創出特別奨励
金の交付が来年度で終了するというようになって
おりますので、国あるいは県の制度事業の推
移を見ながら対応を検討していきたいというふ
うに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 昨日から就活が解禁されたとい
うふうなことで、新社会人が本当に未来に希望
を持って働き続けられるように、そして人生設
計が描けるように、ぜひこうした支援をお願い
をしたいというふうに思います。

さて、2つ目の同一労働・同一賃金に逆行す
る指定管理者制度等の委託問題についてでござ

います。

直営部門の民間委託によって、格差拡大と新
たな貧困が生じています。毎月の賃金格差はも
ちろんですが、一時金、ボーナスや退職金が支
給されなかったりして、年収200万円以下の労
働者、マスコミではいわゆる官製ワーキングブ
アと言われてはいますが、そうした労働者
が増大しています。一方、政府は同一労働・同
一賃金を掲げ、正規と比べ平均で約4割低い賃
金で働いている非正規労働者の処遇改善を目指
しているわけです。しかし、規制緩和による派
遣労働者が増大しておりまして、終身雇用とい
うものが崩壊をしている今、アベノミクスで
数々の矢を放っているわけですが、これが折れ
てしまうという経済対策、かけ声とはほど遠
いと言われてはいるわけです。

議案にあるように、市長等特別職、病院事業
管理者や管理職の手当削減延長というものがあ
るわけですが、一定これについては理解でき
ますけれども、デフレ解消、賃上げとは逆行
する中身だというふうに言わざるを得ません。
市民の非正規の皆さんが求めているのはそう
いったものではなくて、労働の適正な対価とし
ての賃金でありまして、正規との賃金格差、待
遇格差の解消であります。

そこで御質問ですけれども、市直営施設や直
営業務を指定管理者あるいは委託業者に委託
した民間会社で働く労働者の平均賃金、ある
いは有給休暇、特別休暇、福利厚生などの実
態について、市直営の状況とどのように比較
されて、その状況を把握されているのかとい
う中身であります。これまでも同僚議員の質
問において過去にお答えをいただいております
けれども、こうした新たな情勢を踏まえて、監
査等において劣悪なところはぜひ是正勧告を
して、公契約条例的な歯どめが必要であるとい
うふうに思っております。

また、市役所内の臨時非常勤職員の来年4月

から始まる有期雇用5年以上繰り返した方の希望で無期雇用に転換できるという労働契約法の改正や、パート労働法の改正を踏まえ、60歳までの雇用あるいは期末手当等の支給なども、具体的に総務省でも打ち出しておるわけですので、こうしたものをぜひ検討すべきだと思いますけれども、市長の御所見をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の公の施設に係る指定管理者制度、御案内かと思いますが、平成18年度に導入をして、管理者の指定については議会の議決をいただきながら、現在30施設について19団体と協定をしているところでございます。

指定管理者候補の選定に当たりましては、公募を原則として、申請団体から事業計画書の提出を受けて、庁内で組織する選定委員会において審査を行っているわけでありますが、募集要項の中の基本方針には、法令等の遵守を明記しているところであります。労働基準法、最低賃金法などもこの中に当然含まれていることについては、申請する団体においても理解していただいているというふうに思っているところでございます。

指定管理経費の積算における人件費については、ハローワークで取りまとめている職種別の求人、求職、賃金情報等を参考にさせていただいております。申請団体の提出書類については、内容を審査の上、事業計画書に記載されております人員配置と人件費の照合を行って、不当と思われる場合は評価点に反映をさせていただくということにしております。現在指定を受けている団体にあっても、年度ごとの計画書の提出の際に同様の審査を行って、必要な場合は計画の修正についても指導を行っているところでございます。そして、募集要項あるいは基本協定書には、法令違反も含めて不法行為があった場合の指定取り消しについても当然言及をしてい

るところでございます。

指定管理者等を受けた会社で働く労働者の平均賃金や休暇、福利厚生の実態把握について御質問がございました。現状においては、この実態把握はなかなか容易ではありませんけれども、指定管理者に対して法令等の遵守、それから指定の取り消しについて周知を徹底していきたいというふうに思っています。そういう意味で、なかなか明確なお答えはできませんが、なかなか容易ではないという状況にあるところでございます。

また、公契約条例的なものをどうかということについて、賃金額を指定する公契約条例については、前にも御答弁申しあげたことがあります。引き続きいろいろ研究をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、あわせて臨時非常勤職員への期末手当の支給についてであります。昨年12月に総務省の有識者会議が制度改定を求める報告書を総務大臣に提出をしております。国においては、地方公務員の臨時非常勤職員への期末手当などの支給が可能な制度に見直しをする検討が進められているということでございます。なお、詳細については現時点では正式には示されておりませんので、今後情報を収集しながら、具体的には国の見直し内容、それから県や他の自治体の状況などを把握しながら対応を進めていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひ、関連して市立保育園とか市立病院等で働く臨時職員の皆さんも多数いるわけでありまして、その方へも対応できるような検討をお願いしたいと思います。さらに、再任用職員の賃金については、行政職給料表の2級格付ということで今なっているわけですが、県は新年度から

3級格付ということで改善をしたのもお聞きしております。こうしたものに合わせて、ぜひ改善をお願いをしたいというふうに思います。労働者のための働き方改革、そして真の同一労働・同一賃金のプロセスを、今後も国労働局や県と一緒に、処遇改善の底上げをぜひ図っていただきたいというふうに思います。

さて、もう一つが育児・介護休業法改正の周知徹底と過労死撲滅対策の推進についてです。

ことし1月から育児休業法、介護休業法の改正が施行されまして、議案にも制度改正に合わせた条例改正も提案されているわけですが、育児・介護離職を防止するための企業、事業主向け、一般市民向けの周知がぜひとも必要であります。特に、介護が必要な家族を抱える労働者が、介護サービスを十分に活用できるようにするため、介護休業や柔軟な働き方の制度をさまざま組み合わせて対応できるような制度運用が必要だというふうに思います。今後は民間業に対してどのように周知をされていこうと思っておられるのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のとおり、安心して結婚・出産・子育てができる環境と、家族を大切に介護できる環境をとともに確保していくというのは大変重要なことで、それを実現していくためには仕事と生活の調和、ワークライフバランスを実現していくということが必要不可欠であります。

そういった状況の中で、先ほど御指摘がありました本年1月1日から法律が施行されたということでございます。仕事と家庭を両立することができる職場環境というのは、また逆に企業の魅力を増して優秀な人材を確保することができるようになる、さらに生産性の向上にもつながると、こう言われておりますから、市といたしましては、この法律について山形労働局や県、それから関係団体とも十分連携をとりながら、

市報、ホームページ、それからメールマガジン、さらにはいろんな会合、それから研修会などでも広く周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ進めていただきたいと思えます。

もう一つが過労死撲滅対策であります。新入社員、故高橋まつりさんの過労自殺が労災認定されました、ブラック企業と言われる大手広告代理店、株式会社電通への市職員の民間派遣研修が今年度1名行われているわけです。市民からは、鬼十則の一つでもあります「仕事はみずからつくるべきで、与えられるべきではない」とか、「取り組んだら放すな、殺されても放すな、目的完遂までは」などというふうにこの十則の中にあるわけですが、こうしたものが研修で行われているやにお聞きします。まさか、この寒河江市役所をブラック企業にするためかというふうには思いたくありませんけれども、残念ながらその会社ではそういう状況にあるということでもあります。

日本の総労働時間は、政府が目標とする1,800時間、週40時間にはほど遠く、実際は2,000時間を超えているところが多くありまして、残業が当たり前の職場も少なくございません。今、政府が働き方改革実現会議ということで、残業時間の上限を年間720時間とかというふうな原案で議論されておりますけれども、過労死ラインの月80とか100時間の上限は本当に論外と言わなければなりません。残業の限度時間を週15時間、月45時間、年間360時間の倍増でありまして、これは全く許せない暴挙だというふうに思っています。職員にも過労が原因の自己都合退職とか、メンタル疾患による長期休職者が出ていますとお聞きしておりますので、その過労死予備軍対策について、職員の時間外労働の実態、特にイベントや除雪などによる休日

出勤の振りかえの状況、年次有給休暇と特別休暇の取得状況など、直近のデータを教えていただきながら取り組みについてお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 平成27年度の時間外勤務実施状況について申しあげたいと思います。職員1人当たりの年間平均は52時間となっております。また、最も多くの時間外勤務をした職員は、年間の実施時間数360時間でございます。

それから、年次有給休暇の取得状況でございますが、これは28年の暦年の実績になります。1人当たり年間平均9.2日、夏季休暇は年間3日間取得することができますが、1人当たり2.9日の取得となっております。

イベントなどで休日出勤をした場合に、基本的に振りかえ勤務を実施しているわけですが、イベント担当課での年間平均取得日数は11日ございました。

前にもお答えしたことがあろうかというふうに思いますが、平成27年6月議会でもお答え申しあげましたが、それから比べると年次有給休暇取得日数が約1日増加している状況にあろうかというふうに思います。こうした時間外勤務の縮減、それから振りかえ勤務の実施、年次有給休暇・夏季休暇の取得促進については、私のほうからも適宜課長会などを通じて取得状況などの説明を行って、それから計画的な業務管理あるいは年休を取得しやすい職場の雰囲気づくりなどにも十分配慮していらっしゃるとうとうでございますので、今後とも職員の健康の保持、維持、増進などについては心身ともに努めてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。今データをお伺いしましたけれども、年次有給休暇20日とれるわけですが、残念ながら半分にもっていないというふうな状況、まだまだゆとりを

持って働き続けることができない状況などあると思いますので、その辺もぜひ御配慮をお願いしたいというふうに思います。

さて、時間の関係がありますので、3つ目の通告番号9番、スポーツで流す汗が輝き、歴史と芸術・文化の薫る魅力あるまちづくりについてでございます。

(1) 市陸上競技場と市野球場の早期整備について、継続課題であります。

本市を含め西村山地域は、県で唯一、公認の公営陸上競技場がなくて、中体連も他の地域で行わなければならない状況になっております。観衆がスタンドから応援できない、サッカーの公式試合も招致できない空白地域、後進地域となっていました。

第4種公認の寒河江高校グラウンドは、もともと教育施設でありまして、当初は暫定的な利用と理解していましたが、今もってそれを使わざるを得ないと。大会会場としては、駐車場も狭く、アンツーカー、土でできているため維持管理も非常に大変、使用する小中学生含めアスリートも非常に使いづらく、関係者の苦労は半端ではありません。また、記録も手動計時でコンマ1秒までというふうなことでとどめざるを得ない。1964年の東京オリンピック時代のものであります。残念ながら、ここまで後進地域となっているのが実態でございます。

一方で、野球場も老朽化と照明設備がないため、県大会も招致できない。これから春休みで、西村山管内の多くの球児は硬式野球の練習試合すらできない。そのため球児の遠征費がかさんでしまうというふうなことで、高校生の親からも何とかならないのかと、署名活動も陳情でも何でもするからというふうに言われております。

市長の公約にも、具体的にこの野球場等の整備、改修整備ということで明記されておりますし、また都市計画マスタープランの案の中にも、具体的に柴橋地区に拠点となるスポーツ施設の

将来構想検討ということになってございました。まだ案の段階でありますけれども、競技力向上のためにも、この土台となるハード整備を加速していただいて、具体的に進めていくべきではないかと思いますが、御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** それでは、私から簡潔に申しあげたいというふうに思いますが、大変私もスポーツも好きでありますし、また市民の皆さんがスポーツに親しむ機会、あるいはそういう行事などもつくっていくというのも、市全体を活性化していく上では大変必要なのかなというふうに思います。そういう意味で、振興計画やら教育基本計画などにもスポーツの振興というものをうたっているわけであります。

そういう中で、渡邊議員から特に陸上競技場、野球場については何とかするべきではないのかというように、お叱りにも近い御質問をいただいているわけですが、御案内のとおり両方とも寒河江公園内にあって、相当の年月を経過して劣化が進んでいるわけありますから、どっちにしてもその両方の施設とも何とか考えていかなければならないという状況かというふうに思います。そういった意味では、皆さんからも改修要望が出されているところでありますので、そういう意味では他の公共施設あるいは他のスポーツ施設と比べても、優先順位を上げて何とか整備に向かって総合的に検討していく必要があるのではないかというふうに思っているところでありますので、引き続き前に進めていけるように頑張っていきたいと思えます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 時間がありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

(2)の中心市街地にぎわい創出に向けたこの空き家・空き店舗利用の「まちなか市民美術館(仮称)」整備について御質問させていただきます。

きます。

本市出身の芸術家の作品の個展を開くような会場が非常に少ないわけでありまして、かつてはチェリドームなどで可能であったわけですが、今はなかなか場所がないというふうなことも伺っています。ぜひ町なかのにぎわいづくりのためにも、空き家・空き店舗を利用した町なか美術館を整備してはどうかというふうな声も上がっています。市役所前の旧銀行の建物や、今月限りで閉館となる某結婚式場なども有効活用できないかというふうなこともあります。ぜひ芸術文化協会初め市民の皆さんの御意見を拝聴していただいて、地域の宝、芸術作品に触れるような機会を多くつくっていただきたいというふうに思います。あわせて、スローライフ志向のニーズにも応えて、佐藤繊維さん初め本市の宝、ニット産業と町なか美術館をコラボしたような、芸術とファッションのまちづくり、こうしたものも大事ではないかと思えますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 中心市街地のにぎわい創出に向けてということで、空き家・空き店舗を利用した町なか市民美術館の整備についてでございますけれども、御案内のとおりであります。本市には平成20年11月にフローラ3階にオープンいたしました寒河江市美術館がまちの中心にございます。寒河江市美術館は、市民の方が気軽に芸術作品を展示できる市民ギャラリーということを備えている、そういう機能を備えておりまして、身近に芸術を発表できる場として市民の皆さんとか芸術団体の方々から御利用いただいております。年間約9,500人から1万人の方が寒河江市美術館を訪れているという状況でございます。

一方で、平成28年11月1日には、障がいを持つ方々などの作品展示を行うギャラリーが新たにオープンしたということもありますし、また

企業などによる芸術作品の展示も行われているというふうに聞いております。そういうことから、芸術活動の発表の場というものが広がりを見せている状況だなというふうに認識しております。

このような中、市内には日本美術展覧会、日展でありますけれども、あるいは県美展などで入賞される方々、すぐれた才能をお持ちの方々がたくさんおられまして、その多くの方々が寒河江市芸術文化協議会に加盟されております。また、写真とか絵画、陶芸、彫刻など意欲的に芸術活動を続けていらっしゃる寒河江にゆかりのある若手作家もいらっしゃいます。教育委員会といたしましては、市の芸術文化協議会の皆さん、あるいは若手作家などの皆さん、そういう意欲的に制作活動に取り組んでいる方々からもいろいろ御意見を伺いながら、寒河江市美術館を中心としながらも空き家・空き店舗などを活用したさまざまな芸術作品を展示できる新しい町なか美術館の設置などについても検討いたしまして、まちのにぎわいと本市の芸術文化の一層の振興に努めてまいりたいと、こんなふうに考えているところであります。

また、芸術とファッションのまちというお話もございました。全国的にも有名になった寒河江のニット製品ですね、こういったものを身にまといながら、日本各地からたくさんの方々が寒河江を訪れていただければ、それは大変素晴らしいことだなというふうに思います。教育委員会といたしましても、そのような彩りあふれるまちができるように、PRに一層努めてまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 時間ありませんので、よろしくをお願いします。

最後に、3つ目、さくらんぼの歴史を育む「明治維新150周年記念事業（仮称）」についてであります。

これは要望なんですけれども、予算案には市庁舎落成50周年記念事業というメモリアルイベントも御提案されているわけでありまして、2018年、平成30年は明治維新から150年の節目となります。ぜひ、来年のNHK大河ドラマ、西郷隆盛に決定したそうですけれども、本市を初め山形県の歴史を全国にPRする絶好のチャンスだというふうに思います。そうした中で、歴史的偉人、本市にゆかりのある偉人の功績をととぶ機会でもあると思いますので、ぜひそうしたものも含めて御検討いただければというふうに思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答えいたします。

郷土に関係する偉人を知ることとは、郷土に誇りを持って、そして郷土愛につながることとありますので、大切なことだなというふうに思っております。今渡邊議員からは、記念事業として幾つかの（制限時間終了ブザーが鳴る）御提言をいただきましたが……（「以上で終わります。どうもありがとうございます」の声あり）

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は14時45分といたします。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時45分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

古沢清志議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号10番、11番について、2番古沢清志議員。

○**古沢清志議員** 公明党の古沢清志です。どうぞよろしくお願いたします。

あすは桃の節句、女の子の健やかな成長を願う節句です。子供たちを慈しみ励ます文化をつくる、それが明るく平和な社会を築く力になる

と確信いたします。佐藤市長におかれましても、3期目に入り、昨年からの第6次振興計画がスタートし、確かな未来づくりに向けて前進されていることと思います。活力あるまちづくりに私たちも全力で取り組んでまいりたいと思います。

では、本題に入り、通告に従って順次質問させていただきます。

通告番号10番の地域おこし協力隊についてお伺いいたします。

地方に新たな人の流れとして、地方に移り住んで地域活性化に取り組む地域おこし協力隊が急速に拡大しており、2016年の参加数が全国で4,000人を突破いたしました。協力隊は、自治体が都市部の若者を募集して地域活動に従事してもらう制度で、2009年に創設されました。活動内容は、伝統芸能の復活、地域ブランドの開発、耕作放棄地の再生などさまざまです。2009年には全国で89人だった隊員が、現在では4,000人を超え、受け入れ自治体も863にまで広がったことは、協力隊が地方を元気にする起爆剤として認められている証拠だと思います。

寒河江市は、総務省が創設した地域おこし協力隊を平成25年度から着手し、現在4名の方が活躍されておりますが、その協力隊の活動について、先月18日にも報告会があったようで、すばらしい内容であったと伺っております。その活動内容について概略説明していただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 古沢議員から地域おこし協力隊について御質問いただきましたので、お答えを申し上げたいと思っておりますが、この地域おこし協力隊という呼び名については、総務省の制度概要によりますと、都市地域から過疎地域などへ生活の拠点を移した者が、各種地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る制度だというふうになっております。

先ほどありましたとおり、寒河江市では3月

現在4名の地域おこし協力隊員が活動している状況でございます。それぞれ観光ボランティアのサポートなどを通じた観光地域づくりの推進、それから2人目については旧田代小学校の再生などの田代地区の地域づくり支援、3人目については広告カメラのキャリアを生かした寒河江市の魅力発信・ブランド化推進、4人目の方は中心市街地の活性化のためのにぎわい創出のイベント開催や創業支援ということで、それぞれの目的に沿って地域の中に入りながら関係者といろいろ連携をしながら一生懸命頑張っているところであります。

先月も報告会があったようでありますけれども、今月の15日にも改めて4名の報告会を予定しておりますので、よろしくお願いを申しあげたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 実際、最長3年の任期が終了した後、隊員が定住を希望した場合、例えば会社などを起業する場合、資金面やアドバイザーなどの確保など、さまざまなサポート体制が必要と思われれます。また、会社勤めを希望するといった場合の地域に根差したさまざまな支援策についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今御質問にもありましたが、この地域おこし協力隊というのは、活動任期というのは原則3年ということになってはおりますけれども、我々としては任期終了後も、地域協力活動を通じて愛着を持ったこの寒河江市にできれば定住をしていただきたいというふうに思っているわけでありまして。寒河江市としては、総務省が主催をいたします地域おこし協力隊の隊員の起業に向けた研修会というのが開催をされますから、それへの参加を隊員の皆さんに促してはおりますし、また起業を考える場合の要するに経費などについても、任期終了年次または任期終了翌年に起業する者1人当

たり100万円が特別交付税により措置されているところでありますので、その制度を活用した支援などについて、そういう場合は考えていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 隊員OB・OGのうち、約2割の方が同じ地域内で起業されているようですが、支援策の一つとして輕易に資金を調達できるクラウドファンディングの制度もありますが、強化策の一つとしてどのようにお考えになりますか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今御指摘のクラウドファンディングについては、御案内のとおり不特定多数の人々からインターネットなどを通じて資金調達を図ると、こういうわけであります。国のほうでは、クラウドファンディング官民連携事業というものを立ち上げて、そのクラウドファンディングの活用を進めているわけであります。寒河江市においても、慈恩寺の文化財保護についてクラウドファンディングの活用をした実績があるわけでありますので、各種プロジェクトにおける資金調達の一つの手段として活用もありなのかなというふうにも思っているところでございます。

他方、地域おこし協力隊の起業に係るプロジェクトについて、クラウドファンディングを活用するという点については、そのプロジェクト自体が地域の公益性に資するプロジェクトであるかどうかというのが、判断の材料になってくるのではないかとこのように思います。そういう意味で、何でもクラウドファンディングの対象になるかという点、なかなかそうはいかない場合も出てくるのではないかとこのように思います。そういうところ、公益性なども十分踏まえた上で活用を検討していく必要があるというふうにも思っております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 次に、通告してある(4)と(5)については、関連づいておりますので一緒の質問とさせていただきます。

地方創生の主役である自治体は、地方版総合戦略を策定しており、地域おこし協力隊はその柱の一つであります。隊員の定住促進に今から手を打つことは、必ず将来のまちづくりにつながると思います。ある自治体においては、募集しても1人も応募してこないところもあります。隊員がいること自体、我がまちに魅力があるのではないかと感じるところであります。

今後の課題として、本気でやる気のある方を選ぶ、人の確保や地域が応援できる体制、環境づくりなどが挙げられると思いますが、こういった課題の取り組みについてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 古沢議員御指摘のとおり、この地域おこし協力隊という制度は、外から来た隊員が地域協力活動を通じて地域の活性化を促すということであります。活動する隊員と受け入れる地域が一体となるというんですか、そこが一番のポイントだというふうにも思っております。

先ほどお話ありましたとおり、本気でやる気のある隊員を確保していく、そして隊員が円滑に活動できる環境づくりを地域とともに確保していくということが大変重要であります。この制度をうまく活用していく、生かしていくということにつながるというふうに思いますので、我々としては引き続き寒河江の魅力在全国に発信をしていきながら、新しい隊員を確保して、そして来ていただいた隊員がいろんな地域の関係者、団体とも協力して、心おきなく地域づくりに取り組んでいただけるよう、条件整備をしていきたいというふうに思っているところであります。

そういった意味で、まだ4人今来ていただいておりますけれども、条件を整えればさらに、そ

うして優秀な人材が確保できればさらにそういった意味でぜひ活用していく必要があるというふうに思っておりますし、またそういう意味では地域の受け入れ体制というのがやっぱり重要かというふうに思いますので、そういった意味でさらにそういうところにも十分意を用いながら対応していく必要があるというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 自分たちではなかなか見つけにくい寒河江のよさを、協力隊に存分に発揮していただき、地域活性化の一翼を担い、全国に発信していただきたいと思っております。

続きまして、通告番号11番の教育行政についてお伺いいたします。

初めに、英語教育について質問させていただきます。

文科省は、小中学校の学習指導要領の改定案を公表し、グローバル化に対応し、英語教育を前倒し、聞く・話すを中心に英語に親しむ外国語活動を小学3・4年生に導入し、現行外国語活動を実施している5・6年生の英語は、教科書を使って読む・書くも加えた正式教科書になってまいります。

小学校の3年生から6年生の授業時間が週1こまふえるようではありますが、夏休みや土曜日を活用して授業日数をふやすことや、授業時間の配分、15分の短時間学習などさまざまな授業時間のとり方があると思っておりますが、市では時間割の編成をどのようにして組み込んでいくのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 英語教育にかかわって、時間割の編成ということでの御質問でございましたけれども、文部科学省では授業時数の増加した分について、これは小学校でありますけれども、10分から15分程度の短時間学習を設定する、あるいは60分の授業を設定する、さらに長期休業

期間、そういう期間に学習活動を行う、さらに土曜日を活用する、そして週当たりのこま数を増加する、いろいろな手法が示されておりました、これらについては地域や学校の実情に合わせて組み合わせながら、柔軟な時間割編成の工夫が必要だと、こういう考えを示しているわけでございます。

2020年からの新学習指導要領の本格実施に向けましては、時間割については、時間割編成につきましてもその実情に応じまして各学校が編成をしていくということになります。時間割の編成に当たっては、できるだけ子供たちの生活あるいは他教科との兼ね合い、そういったことも勘案しながら、これから学校現場でさまざまな創意工夫がなされるかと思っておりますが、教育委員会といたしましても、積極的に支援、指導をしてまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 昨年、厚生文教常任委員会では、寒河江小学校の6年生の英語の授業を拝見させていただきましたが、はるかに私たちのときよりも進んでいる状況でびっくりいたしました。また、大阪府寝屋川市にも行政視察に行き、徹底した授業のサポート状況を視察してまいりました。

小学校5・6年生の児童全員と中学生の希望者を対象に、英語だけで交流する英語村を開設し、自己紹介や歌、ゲームなどのほか、外国人講師などと休憩時間や昼食の時間も英語だけで1日過ごすといったプログラムでありました。また、中学校では放課後や夏休み等に開催し、英会話のほか国際理解のためのプログラムなどを実施しておりました。あわせて、英語での授業に対応できる教員の育成も図っておりました。研修の場所としては、市の教育研修センターを利用し、中学生はこのほか市内5カ所のコミュニティーセンターを利用しておりました。

成果といたしましては、外国人講師と英語だ

けで過ごすことによって、英語が通じた喜びを感じ、もっと英語を勉強したいという意欲の向上につながったり、聞き取る力が向上したといったことが挙げられておりました。

本市におきましても、ALTをふやしたりして英語教育に力を注いでいる姿は見受けられますが、英語村のようなサポート体制も必要なのではないかと思いますが、御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 英語村にかかわった御質問でございますけれども、古沢議員から今お話ございましたこの寝屋川市の英語村のような取り組みというのは、英語を学ぶ子供たちにとっては大変意義のあるものだというふうに捉えております。

本市といたしましても、昨年8月から外国語指導助手、ALTを1名増員をして3名体制にしておりますけれども、各小中学校に派遣をして、さらには来年度は小中学生の希望者を対象にいたしまして、ALT等と1日英語だけで過ごすイングリッシュデー、こういう取り組みを行うという計画をしております。このような取り組みをきっかけにいたしまして、子供たちの英語環境をさらに充実させまして、英語学習に対する関心や意欲、そして英語によるコミュニケーション能力というものを高めていきたいなと、こういうふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 今、企業でも人手不足で悩んでいます。蔵王温泉のホテルにおいても、インバウンドに対応するため英語は必須であり、寒河江市の中央工業団地においても英語教育の場を設けているそうです。海外に進出している会社、現地でもコミュニケーションとしてのツールとして、またコンピューターのプログラミング教育として英語教育の必要性を感じます。子供の

将来にできるだけ不安をかけないような、楽しんで働ける環境を今のうちから準備していきたいものです。

次に、教育方針について、アクティブ・ラーニングが注目されている背景や、今回の学習指導要領における位置づけについてお聞きいたします。

文科省の資料によると、一方的に知識を得るだけでなく、主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善をさらに充実させる子供が、これからの時代に求められる資質、能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることを目指しますとありますが、教育の現場においては、具体的にどういうふうに変わっていくのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** アクティブ・ラーニングということについての御質問でございますが、これからの社会の変化というのは、非常に加速度を増して複雑で予想困難なものになっていくものと考えられておりますけれども、これからの社会を生き抜く子供たち一人一人が、この予測できない変化に受け身で対処していくというのではなくて、主体的に向き合っかかわり合っ、そしてその過程を通してみずからの可能性を發揮するとともに、よりよい社会と幸福な人生の作り手となる、そういう力を身につけるということが求められているものと思っております。

新学習指導要領の案でありますけれども、今お話ありましたように、主体的・対話的で深い学びということで、案の中にはアクティブ・ラーニングという言葉は使われてはおりませんが、アクティブ・ラーニングの視点で授業改善が今後さらに充実されると、これからの時代に求められる、生きて働く知識・技能、そして未知の状況にも対応できるような思考力・判断力・表現力、こういったもの、さらにこの学

びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等、こういったものを子供たちに身につけさせていくということを目指しているものでございます。

本県や本市で今推進をしております探究型学習というものでございますけれども、これはいわゆるアクティブ・ラーニングと同義であると、同じ意味であると捉えておまして、具体的には、自分たちで課題を見つけて主体的に学習に取り組んで、その課題について友達と学び合いながら考えを表現したり、よりよい解決の仕方を考えたりするという、そういう学習活動をこれまで以上に充実させた授業というものが各学校で展開されていくものと思っております。

今後は、これまで以上に子供たちがみずから考え、課題を見つけて、友達とともに学び合っ、そして課題を解決していくという、そういう主体的・協同的、そういう学びが生み出される授業へと変えていくものであると思っておりますし、変わっていくものだというふうに思っております。授業が変わり、子供たちの学びの質が変わるということで、確かな学力とこれからの時代に求められる資質、能力というものを育成していきたいと考えております。各学校での授業改善が一層進むように、市教委といたしましても引き続き指導、助言に努めてまいりたいと思っております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 先生の進め方、また教育的センスによっては大きな差が開くことが懸念されています。現場任せではますます格差が出てくるのではないのでしょうか。指導要領は大変よいことではありますが、幾らよくても機能しなければ混乱を招きかねません。しまいには先生にも負担がかかり、学校と保護者の溝が深まってしまっているのではないのでしょうか。導入に当たっては、十分な準備が必要なのではないかと思います。教育も新たな時代に入り、行政としても人材配

置や学校運営の改善を目指していけますよう御要望いたしまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

散 会 午後3時10分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。